

会議録・平成26年6月10日第2回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成26年6月2日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 6月10日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	奥山幸洋	2番	江京子
3番	松本忍	5番	綿民和子
6番	上田清	7番	田邊ひとみ
8番	辻井成人	9番	乾健郎
10番	伊豆千夜子	11番	阪井勇男
12番	田辺泰宏	13番	土屋吉昭
14番	間宮一彦	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉保険課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西田 一成	こども課長	世古口 哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
土地利用調整監 松本 雅之 監 査 委 員 児島 吉男

1. 会議録署名議員

7番 田 邊 ひとみ 8番 辻 井 成人

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第6 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第2回明和町議会定例会を開会いたします。

なお、鈴木教育委員長から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

また、人権生活環境課長から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

7番 田 邊 ひとみ 議員

8番 辻 井 成 人 議員

の兩名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日より6月13日までの4日間といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から6月13日までの4日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（北岡 泰） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、2月、3月、4月の例月出納
検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布し
ておりますので、後ほどご覧ください。

次に、全員協議会でもご了承をいただきました総務産業常任委員会、並びに
教育厚生常任委員会との連合審査での視察研修における委員長報告につきまして
は、これまでと同様に両常任委員会合同の連合審査であることから、本会議
での各委員長報告は省略をいたし、お手元の配布をもって報告することといた
します。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

平成26年第2回明和町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

第1回定例会でお認めいただきました各予算でございますが、いただいたさまざまなご意見ご提言を念頭に執行をいたしております。また、繰越明許の各事業も含め早期執行に向け、各課で事業推進を図っているところであります。

まず、先般、まち整備課職員が近鉄電車内の盗撮行為により「三重県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反」で警察に逮捕されるという不祥事が発生をいたしました。

法を守るべき立場の公務員としてあるまじき反社会的行為であるとともに、これまで培ってきた町の信頼を著しく損なうことになり、極めて残念なことであります。ここに町民の皆様、議会の皆様に、謹んで深くお詫び申し上げます。今後は司法の判断を踏まえて、事実関係の把握に努め、適切な対応をしてまいり所存でございます。

次に、3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

毎年約4万人の利用者がある町民バスですが、3月20日に車両の老朽化に伴い新型車両を導入いたしました。車両には、マスコットキャラクター「めい姫」を描き、町のPRにも役立てることとしました。高齢者の皆さんや子どもたちの外出の機会の促進にと、町内を一巡する2路線で運行していますが、今後も、ぜひ多くの皆さんにご利用いただきたいと思います。

第62回式年遷宮を終えた伊勢神宮へのご参拝のため、3月25日から伊勢市を訪問されておられました天皇、皇后両陛下が、3月27日に斎宮歴史博物館をご視察になられました。

この日は、町内の沿道には多くの町民の皆さん、博物館の前は、町民の皆さんやみどり保育所と明和ゆたか保育園の園児などで、大勢の人でいっぱいとなりました。

私も、北岡議長や議員の皆さん、池山マチ博物館館長とともに、お出迎えをさせていただきました。

両陛下は、博物館内で池山館長と榎村学芸普及課長から斎宮跡の説明を受けながら、斎王の様子を再現した模型や輿、出土した硯や土師器などの展示物をご覧になり、天皇陛下からは、「斎宮と伊勢神宮の祭主との違いは」など斎宮や斎王制度について多くのご質問をいただきました。

今回、両陛下のご訪問により、史跡斎宮跡の重要性が内外に広く再認識されるとともに、史跡の整備に向けて一層の推進が図られますように、私自身もこれまで以上に精進努力をしなければならないと、気持ちを新たにしているところです。

4月1日、子育て部門を強化するため、教育委員会事務局内に「こども課」を新設するなど機構の一部を見直し、合わせて人事異動を行いました。各課とも窓口業務など混乱することもなく、スムーズに業務を進めているところでございます。

平成20年度から総工費約44億円をかけて整備を進めてまいりました農業集落排水事業の上御糸・下御糸地区最終処理場が完成し、供用を開始しました。環境にやさしいまちづくりが一層前進するものと期待しており、今年度は300戸から500戸程度のつなぎ込みを進めることとしております。また、本事業の推進にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に、この場をお借りしまして、心から感謝を申し上げます。

4月上旬には、町内の保育所、幼稚園、小・中学校で入園・入学式を行いました。4保育所には92人、4幼稚園には68人、6小学校には223人、中学校には216人が入学をしました。子どもたちには、健やかに、そして目標や夢をもって全力で進んでいただきたいと望んでおります。

4月6日、観光PRと物産振興を目的として伊勢安土桃山文化村と協定を締結し、毎月3日を同村における「明和の日」と制定いただきました。

今後も、民間施設とタイアップした取り組みで、史跡齋宮跡など明和町を訪れる方々を増やす努力を続けてまいりたいと思っております。

4月10日、明星地区で「こども園」整備事業の起工式を行いました。建設場所は、広く明星地区を望める高台で約8,600平方メートルの敷地に木造平屋建て延べ床面積約2,050平方メートルの園舎を建築することとしました。施設の完成は12月末を目指していますが、今後はスムーズに園児を受け入れることができるように、しっかりと運営面の準備を進めるよう指示をしたところでございます。

また、齋宮小学校の東隣に工事を進めてきました齋宮第2放課後児童クラブの開所式を4月25日に行いました。齋宮の学童保育は利用者が多いことから、昨年度まではJA齋宮支店の旧店舗をお借りして運営してきましたが、施設の完成により、望ましい保育環境が整ったと受け止めております。

町にとって待望の齋宮跡東部の実物大復元建物建築工事の着工式が4月26日に行われ、私も出席をさせていただきました。総事業費は約4億6,000万円で、完成は平成27年夏の予定でございますが、町もこれに並行して歴史的風致維持向上計画に定める齋宮駅北側の改札口や遊歩道の整備をはじめ、各種環境整備を鋭意進めていくこととしております。

国営宮川用水第二期事業に伴う掘削土地利用の有効活用策の一環として取り組んできました齋宮きららの森メガソーラー事業用地の貸し出しについて、基本協定の調印式を4月21日に行いました。事業は、伊勢市の船谷建設株式会社が提案していただいたもので、今月からは、測量や工事に着手し、年明けには発電事業も始まるということです。また、発電だけではなく、地元認定農家とタイアップしたハーブのカラミント栽培も行われます。町としましても、残る用地を活用していくため、芝生広場や環境保全林の維持管理はもとより、さらなる活用に向けた土地利用の望ましいあり方について調査、検討してまいります。

好天に恵まれましたゴールデンウィーク中の5月6日、大淀海岸一帯でクリーンアップ大作戦が実施されました。この取り組みは、地元の環境団体である大淀ビーチクリーンが呼びかけて始まったもので、今年で5回目になりました。この日は、大勢の皆さんに参加いただき海岸線の清掃など280キロのゴミを回収し、さわやかな汗を流していただきました。参加されました皆さん、関係者の皆さんに、改めてお礼を申し上げるとともに、環境を守る取り組みが末永く継続できるように、今後も町として活動の支援をしてみたいと思うところでもあります。

5月13日、第32回齋王まつりの主役を務めていただく齋王役の伊藤暁美さん、女別当役の前田彩乃さんほか、実行委員のみなさんたちと鈴木三重県知事を訪問し、齋王まつりの成功とさらなる齋宮跡の整備や支援をお願いしました。

5月14日から3日間の日程で議会の行政視察が行われましたので教育長とともに同行させていただきました。視察先の島根県松江市や防災協定を締結した津和野町では、「歴史文化を活用したまちづくり」について、歴史的風致維持向上計画などの取り組みをお聴きし、「地域産業を活用したまちづくり」では、地域資源の掘りおこしやこの資源を活用した取り組みを視察させていただきました。両市町とも、さまざまアイデアや工夫を凝らしてまちづくりを進めており、大変参考になる取り組みであったと思います。いずれにいたしましても、議員の皆さんと同じ目線で視察研修をさせていただくことができ、これからも共通の認識を持ちながら、町政に取り組んでまいりたいと考えております。

今年も全町自治会長会を5月29日、中央公民館で開催しましたところ、この日は63人の自治会長さんにご参加いただきました。また、議員の皆さんにもご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。会議は、各課の業務説明などを通じて町政運営への理解を深めてもらい、自治会と町がまちづくりへの課題について共通の認識を持って、連携して対応していけるよう取り組んでいるものでございます。この日は、会議のあと、伊勢広域清掃工場の施設見学も行い、ゴミの減量化の取り組みもご覧いただきました。

伊勢湾西南海岸事業完成式と完成記念シンポジウムが6月7日、下御糸小学校で開催されました。この事業は、高潮対策と堤防の老朽化更新のため平成4年に国土交通省の直轄事業で事業化されて以降、施設の整備が進められ平成26年3月に事業が完成しました。現在、維持管理は三重県へ引き継がれており、この堤防の完成により台風時の高潮対策には、万全を期することができることとなりました。

「よみがえる平安の都、齋宮」をテーマに第32回齋王まつりが6月7日、8日の両日、盛大に開催されました。7日の前夜祭は、朝から小雨でお天気が心配されましたが午後からは回復し、夕闇の中、ライトアップされたステージ上で艶やかな衣装をまとった出演者の皆さんが、王朝絵巻さながらの雅な世界を披露をしました。この日は特別ゲストに民族演奏家のあばっち宮原さんや和太鼓演奏者の的場凜さんも招き、見事な演奏を披露していただきました。

本日の8日は、禊ぎの儀や齋王群行には、実に大勢の方々がつめかけました。メイン会場の齋宮歴史博物館には、齋王市のテントが並び、皇學館大学雅楽部の皆さんによる雅楽の演奏など、アトラクションが次々と繰り広げられました。

今年は、春先から天皇皇后両陛下の行幸啓、実物大建物復元整備の着工と、町にとって実に喜ばしいことが続いておりますが、今後も齋王まつりがさらに充実して発展すると期待をしているところでございます。

そして、このような大きな催しではございますが、何よりも大きな事故もなく、成功裏に無事終了いたしましたことについて、関係者の皆さんには心よりお礼を申し上げたいと思います。

6月13日は、北山結子さんの行方不明になってから17年が経過をします。今年も事件を風化させることのないように、松阪警察署やボランティアの皆さんたちと連携をとりながら、イオンや齋宮・明星駅前等で情報提供を呼びかけるビラの配布を行うこととしています。議員の皆様におかれましても、時間があればぜひご協力を賜りたくご案内申し上げます次第です。

諸報告につきましては以上であります。本定例会の上程案件については、

専決処分した事件の承認が1件、繰越明許費計算書の報告が7件、条例の制定と一部改正が2件、平成26年度一般会計補正予算、斎宮跡保存事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算をお願いしております。

新年度に入り国の大きな財政上の課題でありました消費税が引き上げられて、景気にどのような影響を与えていくのかは不透明ではありますが、震災からの早期復興、今なお不安定な福島原子力発電所の事故対策、あるいは新たな国際紛争などの外交問題や山場を迎えつつありますTPP問題など、私たちの暮らしに大きな影響のあることが多々予想されるところでございます。

今後も安全安心で、町民の皆様が、日々充実した暮らしができる町政推進と希望の持てる活気のあるまちづくりを目指し、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、安定した町政運営に最大限の努力をしてみたいと思いますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

それでは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る平成26年5月13日、明和町において平成26年度第1回理事会が開催され、平成25年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書2ページの平成25年度損益計算書をご覧ください。

平成25年度決算では、① 事業収益は、2億1,228万1,728円で、公有地取得事業で明和町社会資本整備総合交付金事業、坂本前野線本郷勝見第2線公共施設等整備事業、仮称明星こども園整備事業に係るものでございます。

② 事業原価も同額で、差し引き事業総利益は0円となります。

③ 販売費及び一般管理費、（1）公租公課費は7万円、（2）役務費945円、事業損失は7万945円となります。

④ 事業外収益 （1）受取利息は基本財産の利息で5万862円。

⑤ 事業外費用 (1) 支払利息は0円、経常利益は0円となり。

当期純損失は2万83円となります。

次に、3ページ、平成25年度貸借対照表をご覧ください。

資産の部 ① 流動資産 (1) 現金及び預金は4億1,137万6,856円、(2) 事業未収金は0円、(3) 公有用地は4億1,655万9,312円、(4) 開発中土地11億9,658万2,307円、流動資産合計20億2,451万8,475円。

② 固定資産、③ 投資その他の資産 (1) 出資金は400万円で、明和町多気町がそれぞれ200万円ずつ出資しております。固定資産合計は400万円、資産合計は20億2,851万8,475円となります。

負債の部 ① 流動負債 (1) 未払金は2億3,633万640円、流動負債合計は2億3,633万640円となります。

② 固定負債 (1) 長期借入金は17億8,700万円となり、負債合計は20億2,033万640円となります。

資本の部 ① 資本金 (1) 基本財産は400万円、② 準備金 (1) 前期繰越準備金は120万7,918円、(2) 当期純損失は2万83円であり、準備金合計は118万7,835円、資本合計は518万7,835円となります。負債資本合計は20億2,851万8,475円となり、この額は資産合計と一致いたします。

4ページはキャッシュフロー計算書ですので、後ほどご覧ください。

5ページは、資本的支出繰越計算書、6ページに監査報告がお付けさせていただいております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題

とします。

本件について、報告を求めます。

総務産業常任委員会 江京子委員長、登壇願います。

○総務産業常任委員長（江 京子） おはようございます。

所管事務調査報告をさせていただきます。

明和町議会議長 北岡 泰様

総務産業常任委員会

委員長 江 京子

所管事務調査報告書

平成26年第1回定例会において、閉会中の継続審査となりました調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

記

1. 調査事件 町単事業について
2. 委員会開催日 平成26年5月20日
3. 委員会出席者 委員7名、議長、町長、副町長、関係の課長・係長
4. 調査の概要

5月20日に開催された委員会では、農水商工課からは、町単土地改良補助事業5箇所の採択箇所（案）について、また、まち整備課からは、町道舗装事業2箇所の採択箇所（案）について、それぞれ概要説明と詳細な現地調査を行った。

平成26年度分の採択箇所（案）は、農水商工課は、自治会並びに土地改良区の要望の中から、緊急性・評価点を考慮し作成。

まち整備課からは、自治会要望の中から、採択基準（評価点方式による点数の高い順序）から作成されております。

まず、農水商工課については、町単土地改良補助事業は11箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は、5箇所を予定しており、全体採択率は45.45%です。

次に、まち整備課については、町道舗装事業には、5箇年で30箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は、2箇所を予定しており、全体採択率は継続1箇所、早期2箇所を含み、36.67%です。

採択（案）については、それぞれ所管事業ごとに調査を行いました。

5月20日の委員会では、委員から、

①大淀南区の用水路改修について、用水・排水の区別がはっきりしない。全体的に見直すべき。

②中村の井戸掘削の位置は。ポンプの状況は。

③町道の未認定とは。

④大塚の利用状況は。工法再考できないか

との質疑があり、これに対し執行部からは、

①当事業で全体の見直しは難しく、現況の用排系統を確認し施工する。

②既存の井戸両側を掘削。現状のポンプは使用可能。

③道路台帳におけるその他道路。

④生活道路として利用されている20mを舗装する

との答弁がありました。

5. 調査の結果

●農水商工課所管事業

町単土地改良補助事業 5箇所

●まち整備課所管事業

町道舗装事業 2箇所

の採択案をそれぞれ全員賛成で認めることに決定しました。

特に、生活関連基盤整備のため、町単事業予算の確保を強く要望したことを附言いたしまして、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 江京子委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第6 一般質問を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「今後の町長の政治姿勢を問う」の1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

5番 綿 民 和 子 議 員

○5番（綿民 和子） おはようございます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、今後の町長の政治姿勢を問うと題し、一般質問をさせていただきます。

今年も半年が過ぎようとしています。この半年を振り返り、明和町に3月27日に天皇、皇后両陛下が斎宮歴史博物館へお越しになられたことは、誰もの記憶に新しいところではないでしょうか。どうして我が町、どうして中井町長の在職時に明和町へという驚きと、それ以上の感激ではなかったかと思えます。

でも、本当にどうしてかと考えてみますと、伊勢神宮と明和町齋宮の関係は皆様知るところではありますが、日頃より中井町長が齋宮跡を核とした明和町を少しでも多くの人にお越しいただこうとして、色々施策を考えておられることが、両陛下に伝わったのではないのでしょうか。本当にすごいことでした。今、この行幸啓をチャンスとしてとらえ、なお一層齋宮跡のアピールをするべきではないかと思えます。

それともう一つ、テレビ番組の一つで、笑ってこらえてダーツの旅で、ダーツが三重県明和町に当たり、高田純次さんが来町され、町内の人たちを相手に流暢に会話され、テレビ放映されたことです。町外の方たちは、明和町にどのような印象を持たれたのでしょうか。町民の皆様はもとより、町外の方からもたくさんのお問い合わせがあり、色々良い反響があったようです。今後も町民一体となって明和の魅力を発信し、交流人口の増加を図っていく努力をしていくことが重要なことだと考えております。

それでは、まず、いじめ撲滅について質問をさせていただきます。

私は、平成24年9月にもいじめ問題について、一般質問をさせていただきました。そのときは2件の発生があり、いじめへの取り組みに対する教育長の姿勢に安心しましたが、以後の状況をお聞かせください。

また、学校教育現場におけるいじめ暴力などの事件は、教育行政の重要な問題として取り組まなければならない案件であり、教育委員会だけで解決できるものではなく、明和町全体の問題として取り組む必要があるのではないかと強く感じますが、いかがですか。明和町の子どもを持つ保護者の間でも多くの方が話題にし、不安に思っていると思います。今、この瞬間でも子どもたちがいじめによって悩み、苦しみ、大きな声で助けを求め生活しているかも知れません。明和町においての取り組みはどのようにしてきたのか、これからどのようにすべきなのか、子育て支援に先駆的に取り組みはされているとは思いますが、子育てに力を入れている明和町の未来のためにも、子どもの明るい未来を守るためにも、まだまだ取り組むべきことがあるのではないのでしょうか、お

伺いたします。

そのためには、地域に一本のいじめは絶対に許さないという指針を立て、町民一丸となっていじめを撲滅するという思いが必要です。町はいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針を6月までに策定すると発表されましたが、これについても、以上3点お聞かせください。お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、綿民議員のほうからいじめ防止対策についてのご質問をいただきました。ご質問の中に、いじめ暴力などの事件は教育委員会だけで解決できるものではなく、町全体の問題として取り組む必要があるのではないかというご質問もいただきました。

ご案内のように、いじめ問題はですね、どの子どもにも、どこの学校でもですね、起こり得る問題というふうに受け止めております。そしてまた、誰もが被害者になるという、なり得るものであるというふうに理解をしているところであります。いじめを生まないためには、やはり社会全体でですね、取り組む必要があるかというふうに思います。

ご承知だと思いますが、滋賀県の大津市でのいじめ問題、これに端を発してですね、国のほうとしても色々な対策をこれから講じていこうということでございます。平成25年、ご指摘ありましたように昨年、国のほうでいじめ防止対策推進法というのが制定をされました。これに伴いまして三重県でもいじめ防止基本方針が策定されたわけでありましたが、実はこの推進法につきましてはですね、いわゆる県、あるいは学校での基本方針を定めることは義務化をされているわけでありましたが、町としてはですね、努力義務というような形になっておるわけでありまして。

しかしながらですね、先ほど綿民議員のほうでもご質問ありましたように、事が起こった場合に、やはり町全体として取り組む必要があるだろうということで、私としましては、この明和町のいじめの防止に対するその基本方針をですね、考えていきたいと、そのように思っているところであります。先般、明

和町のいじめ防止基本方針を出ささせていただいたわけでありませけれども、この基本方針はですね、いじめの問題についての基本的な考え方や、いわゆるいじめの防止等の取り組みの部分、そして学校のいじめの防止等の取り組み、そして最後にですね、重大事態への対処、こういった内容のものを一応基本的な考え方を示させていただいたところでございます。

いじめ問題についての基本的な考え方ということについては、いわゆるいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとともに、いじめを受けた児童生徒生命、及び心身を保護することが特に重要というような、いわゆる基本理念的なものを掲載をさせていただいたところであります。

二つ目は、この方針の具体的な取り組みであります。これを掲げておりますが、先ほども申し上げましたが、どこの学校でも、どこの場面でも起こり得るということの中ではですね、すべての児童生徒に対する、こういじめの未然防止教育、これをですね、やはり継続して取り組んでいく必要があるだろうと、そのように考えているところであります。

また、いじめの早期発見、これについてはですね、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること、そして地域と家庭等が連携してですね、児童生徒をきちっと守っていく体制が構築されること、そしていじめが確認された場合はですね、速やかに事情を確認したうえで適切に指導する、そういう組織的な対応をですね、是非、行っていく必要があるだろうということでですね、明和町としましては、いわゆるいじめの防止等に関する各種の団体、あるいは関係機関、そういった方々とですね、対策において連携が図られるように、仮称でございますけれども、明和いじめ問題対策連絡協議会、そういったものをですね、設置しながら事にあたっていきたいと、そのような考え方を、この基本方針の中でまとめております。

で、学校のいじめの防止の対策につきましてはですね、学校でのいじめ防止対策のための取り組み、早期発見、早期対応、それから教育相談体制、生徒指

導体制、校内研修、いろんな部分もですね、やはりきちっと学校の中でもですね、取り組めていけるように、そして組織的に対応できるようにですね、学校における防止対策のための組織を置くことができるという、そういうような中身であります。

そして、四つ目の柱としては、やはり重大事態への対応という、そういう取り組みでありますけれども、例えば、児童の生命、心身、そういったものでですね、非常に重大な被害が生じるといったような疑いのある場合、あるいは在席する子どもさんがですね、長期に、相当期間学校を欠席すると、この裏には何か原因があるのではないかと、そういったようなことをですね、やはりきちっとした形の中で調査を行う。もちろんそれは教育委員会が主体となって、学校と連携をしながら行うわけでありましてけれども、さらに事態が重大化してきた場合には、やはり町としてもですね、いじめ問題対策連絡協議会、そういったものを通じてですね、原因、あるいは対応、対策をですね、練っていく、そういう取り組みをですね、行っていこうという、そういう考え方を示させていただきました。

それに伴って、現在、それぞれの小中学校でもうまとめていただいたとは思いますが、それぞれの学校でのいじめの防止対策の基本的な考え方をまとめていただいているところであります。後ほど教育長、あるいは担当課長のほうからご質問のありました平成24年9月以降の対応とかですね、先ほど申し上げました学校でのいじめのこの基本的な考え方、そういったものについてですね、具体的に報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます、私の答弁に代えたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 教育長。

○教育長（西岡 惠三） それでは、いじめ問題について平成24年の9月以降の状況ということでございます。9月にも議員からご質問を受けて、その当時、報告されてきた9月までのいじめの案件が2件ということで、報告されておりましたけれども、同年の9月以降というよりも大津の事件を受けて、全国的に

実施された緊急調査を行った結果ですね、24年度としては当町の小中学校合わせて31件の報告がございました。

25年度は20件となっております。件数としては若干であります、減となりました。主な内容については悪口を言われた。嫌がらせ、暴力などということがありました。平成25年度の20件のうちには、いじめ防止対策推進法で示すような重大事態として上がったものについては、そういうものはありませんでした。まだ解決が完全にできていない案件が1件となっており、引き続き親と話し合いをしながら、子どもの現状を見続けていくというような形で、現場では取り組みをしているところでございます。

以上、継続したものについてもありますが、今年度も報告はこれからまた2回、3回と受けていきたいというふうに思っております。また、学校現場とともに、この継続した対応を行っていきたいということでございます。

続いて、これからの取り組みをどのようにしてきたのかとか、まだまだやるべきことがあるのではないかとということで、おっしゃっていただきました。議員のおっしゃるとおり、いじめ問題への対応は重大な教育課題と思っております。その対応について、まず学校現場において防止対策、早期発見をしていただくことが大切だと思っております。しかしながら、学校現場だけで解決できるものばかりではございません。その場合は、私たち教育委員会、ひいては町全体の対応をしていく必要があると思っております。

先般、先ほど町長が言わせていただいたように、町のいじめ防止基本方針を他に先駆けて策定に着手して示させていただいたところでございます。これらを基にしながら学校だけでさせるのではなく、教育委員会や町全体で取り組みが必要と考えております。現在、防止対策として教育委員会、もしくは町として行っている主なものとしたしましては、全教員を対象とした児童生徒の実態に即した内容の生徒指導、講演会の実施、福祉保健課と連携したプレーバッカーズという団体によるいじめ防止のための事業の実施、早期発見という面では、学校によっては少し回数が違いますが、年2回から3回のアンケート調査、年

2回の学級満足度調査、面談の実施、スクールカウンセラーや相談員の活用、年2回の生徒指導担当者会議の実施などです。

万が一大きな問題が発生した場合は、教育委員会はもちろん、町の関係部局と連携をとりながら対応を進めていきたいと考えております。今後も学校現場との連絡を密にしながら、いじめ問題への対応を図っていききたいと思っております。より有効的な対策、より効果的な対策がないかなど、思慮を重ねながらいじめ防止に努めていきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） 今の教育長のお答えの中で、件数があまりにも多いので、ちょっとびっくりしたんですけれども、24年度が31件、25年度が20件、その中でまだ解決していないのが1件ということで、数は減ったということが評価されるのではなく、その言えない子どもたち、まだまだその数字に表れてこないそのいじめというのはたくさんあると思います。

で、その20件のうちに対して、このいじめに対して起こった時に子どもたちにどのような対応をされましたか、それをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） まず、その状況を必ず事実を判明させるための聴取をするということです。本人がどういうことを言っているか、またそれをまず調査というのが一番肝心で、一方的でなくてやった子、それからその行為を行った子、そういう観点で事実が判明する場合は双方を呼びまして、いろんな形で対応していくということです。

まず、学校現場できちっとそのいじめ、悪口を言われたとか、じゃあそれを言ったのか、そういう事実をきちっと確かめながら、保護者と連携しながらそれに対応していくというのが第一であります。それによって解決をしていく場合もあれば、なかなかそういうことの中で解決しない場合もありますので、子どもが再度そのようないじめにあわないような授業をしていくとか、そうい

う対策をとっていくというのがあります。20件と言いながら、ほとんどはそういう場合で学校の対応と保護者との連携によって解決していくという場合がほとんどですが、その解決したのも全部20件の中に入っていますので、そういう数字として上がってきています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） 子どもたちの意見もよく聞いていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

で、この前のその新聞を見させていただいたときに、この明星小学校の記事が出ておまして、たまたま私もその校長先生と会う機会がありまして、お話を聞かせてもらったところ、そのいじめをなくすためにということで自尊感情を育み、取り組みとしてヒーローを探せと、友だちの良いところを探すんやという活動をされているということで、安堵したことを思っております。非常に子どもたちがその自信が付くということで、そしてまた子どもたちが友だちを思いやる心が非常によく、子どもたちを思いやる心が強くなるということで、こういうことをしているんだよということを聞かせていただいて、これもちょっと安堵したところでございます。

で、私はまさにこのいじめ撲滅に向けた取り組みは町民の理解を得られ、満足から本当にこの町に暮らして良かったと言っていただけの取り組みになるのではないかと思います。いじめに関しては色々なパターンがあると思います。そのパターンに応じて十分な対策をとっていただきたいと思います。どういう対処をし、どのような処理をしていくのかが最も重要なことですね。

で、記憶に新しいところで、高校生のクラブによるいじめなどの事件が報道されていまして。また、いじめは子どもたちではなくパワハラ、すなわちパワーハラスメントという言葉もあるように、大人の社会にもあるわけです。度々いじめなどの事件などが報道されているにもかかわらず、なぜこういう事件が起こるのかと考えてみますと、小さいときからの道徳教育が私は必要だと思いま

す。私の思う道徳とは、自分を大切にできる子、そして周りの人や友だちに優しくできる心を育む、つまり自分を大切にできない子は友だちへの思いやりの気持ちを持つことができないと思いますが、このような心を育てる教育はされていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、綿民議員から、道徳教育の中で、もう一つは心の優しさを育てるということが、いじめ防止の一番基本になるのではないか。先ほど例に上げていただきましたヒーローを探せという取り組みは、明星小学校の中でもやってみえると思う、ほかの学校でもいろんな形で子どもたちの良いところを見つけようという中身がございませう。そういうことで自分たちの子ども、僕もええところがあるんやという自尊感情が増えてくると、そのやり方で、これもこのいじめ防止基本方針の中で言われている防止の一つの対策という形をとっております。いろんな形で各学校とも工夫しながら、いじめ防止の取り組みをしているというのが、本来のところですよ。

道徳教育についてですけれども、心を育てるために、やはりこう命を大切にとか、気持ちをもっと、子どもたちの柔らかな気持ちを引き出すための授業というものをしっかりとこれからも取り組んでいきたいというふうに思っています。我々はその道徳教育だけじゃなくて、やはり学校教育の活動全体の中でやっていくべきものでありまして、ヒーローを探せというような題名で言っていますけれども、それは道徳教育の一環じゃなくって、一つの人権教育とか、それから仲間づくりの教育とか、いろんな形の学校全般教育活動全体で培っていくことが大事であるというふうに、我々も考えておりますので、これからもそういう教育に子どもたちと一緒に頑張っていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 以前、私たちの小さい時とか、子どもの時には、そ

の道徳教育という時間があったように思うのですが、今はないのですか。

それと、心の教育って、その道徳教育に代わる教育は今はされていると思いますが、どの、授業ではなかったとしても、どの場面で、どのようにしてその育む力、先ほど教育長、学校の活動全体の中でしていくものやおっしゃっていただきましたけども、もしその今の子どもたちが授業じゃなくって、部活動でもやるんだよとか、その学校全体の中でやるとはおっしゃってましたけど、もう少しちょっとその辺詳しくお聞かせ願いたいんですが。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） ちょっと端折ってしまいましたんですけども、どの教育、道徳の時間というのは現在の学習指導要領に規定されておりまして、学校教育の中で週1時間、年間35時間の学習をしています。そのときに使用しているようなものは、中身としては心のノートというものも利用しているところなんです。それから私たちの道徳というような教材、副読本を使いながら、さまざまな道徳観を養うための授業というものとして、きちっとカリキュラムをつくりながらやっているという中身でございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃっていた色々な例を挙げていきますと、それは道徳のその時間だけでやるものではなくて、やはり子どもたちのその心のゆとりやとか、心の安らぎやとか、そういうものはやはり学校教育全体の中でやっていくことだと思っております。もちろん週1時間の道徳の中では、やはり基本的なものは押さえていきながら、それを活動の中でどう醸成していくか、育てていくかというのが、主なねらいというふうになっていると思えます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 道徳の時間があるということで、ちょっと少し、私はないのかと思っていましたので、ありがとうございます。

では、教育に関する指針を示す法律は教育基本法であります。その教育基本法が平成18年に改正され、そこで強調されているのが人格の完成を目指した教

育の一層の充実であります。教育の出発点である幼児期の教育において、生涯にわたる人格形成の基礎となる力をしっかりと培い、そのうえに小学校教育、中学校教育、高等学校教育と積み重ねていく、そして生涯にわたって人格を磨き続け、幸せな人生が送れるように支援していくのが、これからの教育であると示されています。

では、人格とはどのようにとらえるのか。人格とは道徳性を基礎とするものであり、人間としてのあり方や生き方の基本をつくる道徳的価値意識をしっかりと育み、その土台のうえに知識や技能を身に付け、健康な体をつくっていくことが大切であるとも述べられています。今、まさにこれからの道徳教育について考え直すべき時期にきているのではないのでしょうか。その一例として、次のような事例を紹介させていただきます。

ある高校では、命についてというテーマで授業が行われたそうです。二十歳過ぎの若いお母さんが子どもを連れて、自分の出産、育児についての体験談を生徒たちに聞かせたそうです。親への感謝の気持ち、苦勞、また自分が親となった子どもへの思い、その立場となって初めて感じた思いや体験談は、生徒たちにとって改めて命の大切さを認識させ、皆かけがえのない存在なのだということを理解させたそうです。一例ではありますが、こんなような教育が人格形成の一環であり、道徳教育ではないのでしょうか。是非、明和町の子どもたちに身近な先輩たちの体験談を聞かせる等の企画をされる考えはないですか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 命の大切さを、やはりこう教えていくというのが重要であるということで、一つの例として赤ちゃんを紹介して、赤ちゃんのその体験を紹介していただいたと思います。

やはりこう、先ほども言わせてもらったんですが、三重県の心のノートとか、道徳の副読本を使用する中身についてはやはり、大淀の祇園祭のことも掲載されていました。地域の祭りを通じて道徳について学んだりしておりますし、

それから命の大切さということであれば、こういうこともやっているというふうに、これは生活科の中で2年生ぐらいの取り組みですけれども、自分の赤ちゃんのときを振り返ろうということで、お母さんに抱かされている赤ちゃんの写真を皆が持ってきて、そのお母さんに、その当時どんな、自分が生まれてきたときにはどんな感想を持ってきた、お母さんに色々取材をしていって、自分がかげがえのない命、両親に本当にこう待望の赤ちゃんが生まれたという形で、随分と感動されていくという様子を取材した中身を授業するのが、2年生ぐらいでございます。その子によって、やはり生まれてきた自分というのを振り返ってみようという授業をしている。

またはですね、10歳になれば2分の1成人式というような題材で、自分の10歳までの自分の生い立ち、それをもう一回振り返ってみよう。そして今の自分、そしてこれからの自分というのを見直していこうという形で、やはり自分発見というような中、やはりこう自分のかけがえのない命を、やはりこう将来に向けて自分はこうしていきたいかということを展開する授業というものも行われています。これは道徳の時間だけでもない、1時間ではできませんので、やはり人権教育とか、それから生活科の中とか、いろんなほかの各教科にもそういう、性教育の中でもありますし、保健体育の中にもありますし、そういう中を全体に入れながら、自分たちの命の大切さというものを学んでいくというのが展開されていくということが、今ございます。

やはり、こう体験学習というのが今は重視されてきておりますし、中学校では、やはり職場体験という中でキャリア教育の中で、やはり大人の人の中へ入って、やはり仕事をして、そして自分たちの将来とか、自分たちが何仕事ができるか、こんな職業があるのかというような体験と、大人との対話というのも重視しながらやっていくのが、今の子どもたちには大切かな。そして自分を見つけていこうというのが中心になって、今、取り組んでいるというのが現在の授業の流れでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 今、教育長の話の中で、色々な取り組みをされているということはよくわかりました。でも、専門家の方の話を聞かせていただくのも、勉強するのにそれは大切なことだと思いますけども、身近な方から、そして話を聞くことにより、年の少し離れたお姉さんからそういう出産をしたという話を聞くことにより親近感がわき、また、そして素直に心に浸透していく、命の大切さ、友だちを大事にせないかんのやなということがひしひしとわかるような、そしてそのような機会が設けられるように検討していただくことを願っております。

では、現在のいじめについて、ちょっとネットによるいじめのことについてお伺いしたいんですが、最近、急速に拡大しているのが携帯電話によるネットによるいじめです。明和町でもほぼ解決したと聞いておりますが、現状はどのようなになっているのかと。

それと、ネットに対する情報、モラル、教育について、どのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

それと、先日、この新聞に「明和中、頭悩ますラインいじめ」という大きな報道がされたことによって、私はこのパッと見たときに、えっラインいじめあったんやと思うて、いや中身を見れば、ああそうか、そうじゃなかったんやなということがわかったんですけれども、皆さん、その父兄の方からは多数というかお電話いただきまして、明和中ラインいじめあったんやよな、中学校に私とこ行かせているんやけど大丈夫なんやろかという相談も受けました。この記事に関して教育長、何かありましたらお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） この新聞の報道につきまして、見出しがダーッと強力になっているんですけれども、じっくりと中身読んでいただきましたら、そういういじめがあるというんじゃないくて、やはりラインの、携帯電話ラインによるいじめを発見するのが大変難しくなってきたという形の内容になっておりま

す。

ラインいじめじゃなくて、ライントラブルという形で中学校の校長も話をしたんだというふうに言うてます。これは、この新聞社の記者さんがいろんな形で明和町のいじめ防止方針を出したことによって、各学校にいろんな形で取材に行っていたいただきました。先ほど綿民議員が言ったように、ヒーローを探せというような記事もその一環の一つでありますし、いろんな形で明和町がこのいじめ防止に取り組んでいることを報道されている一環でございます。

ただ、新聞で一面でボーンと出てくると、読者にインパクト与えるのはライントラブルと書くよりも、ラインいじめ、エッーというような感じで、すぐにそれがインパクトとしてあがって行って、記事を読んでいただく、これはもう新聞社の常套手段だと思っております。ただ、中身を見ていただきますと、そういうことではございません。きちっとしたモラル教育を推進していくのに、やはりこう苦慮している。それからラインの中身にやはり教師が入っていけない、発見できない、そういうような流れということでございます。

今、この新聞にも出ておりますように、明和中学校の携帯の所持率は、中学3年生で82%の子どもたちが何らかのスマホであるか、携帯電話というのが持っているというのが、24年度の全国学力学習状況調査の質問項目にあるわけで、大変多いわけです。全国平均でいきますと56%です、中3で。三重県平均では66%ということですが、明和中学の場合は82%の中3になると所持しているというのが、大変高い確率で持っているというのがあります。そのような調査でこのように書かれているわけです。

じゃ、どんなようにそのラインのトラブルという、その中でトラブルがある。学校ではもう本当に難しい。じゃあどんな対策をしてそれを防止するためにしているんやということでありまして、まず今年の3月に、もうそのトラブルがこうあって、何か子どもたちのいざこざがあると必ずそれがトラブル、ラインが絡んでいるのが多々ありますので、学校長自ら一番親に訴えること、まずそれから始めようということで、中学校入学の説明会が各小学校で6年生に、そ

の説明会は保護者が来ておりますので、一番出席率が多い。ほとんどの親が来ているところへ出て、携帯電話のいろんなモラルというのですか、必ず親が、必ず確認してほしい。何時まで、だから家のルールをしっかりと決めてほしいという形を、親に訴えて各小学校に訴えてきました。中にはいろんな例を挙げて説明していると思うんです。10時以降はやらない。9時でもいいですけどもね。で、必ず家の自分の部屋に持ち込まない。10時になったらここへ置くことという、で、親が購入するときには、親がやはり検閲できる、見える、息子、娘の携帯を自由に見えるという、中身が見えるという約束の中で購入するのは買わしてください。いろんな約束事をやはり家で持たすときにはつくってほしいということの中身なんかを訴えました。

ただ、それがまだまだそんな形では親の子どもとの関係の中で、できている家庭が多いかというところではない。かもわかりませんが、非常にそういう形を訴えていきたいと。また、子どもたちの中には必ず中学校ですね、その携帯電話の会社の社員を呼んで、どういう使い方をすることが大事かというような形やとか、インターネットによって巻き起こるそのトラブルについてを教えてもらう。こんな恐ろしいことがあるんだよ。一旦、自分の何かをパッと言うと世界中にその自分の出した写真やとか、それからネームやとか、それから自分がどこにどういうふうに住んでおるといのが皆わかっていくんやよ。世界中の人にそれがネットとして、もうプライバシーなんてないんだよという形を説明したりとか、そういう形のインターネットというのはどんなようなものであるか、利用するのは楽なんですけども、自分のプライバシーも全部出てしまうという危険性があるということも学習していくと、これを本当にそういう会社のその専門家を呼んで説明をしていくというのが、各学期一回ずつ、学年で一回ずつぐらいはやらさせていただいているというところなんです。この新聞については、ラインいじめ、トラブルが多発してきたということとして、理解いただきたいなと思います。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 新聞の件としては安堵しましたが、このやっぱり新聞記事と一緒に、表にパッとこの頭悩ますラインいじめとか、そういうふうになりますと、いじめがあるんやなということを人間は思うということ、そしてまた子どもたちがラインを使うときに、もし例にとりまして、今日は遊ばないよと言ったときに、それがその中の意味はわからなくて、あとの意味はわからなくて、ただ単にその言葉一つが動くという、走っていくという、そのラインの恐さ、それをやっぱり子どもたちに訴えて、重大なことだと訴えていくのが最も大切なことだと思います。

それともう一つ、学校でのクラブ活動の件なんですけど、何か私の聞くところによると、ラインで今日はクラブがないんだよとか、このときは何時に来ないかんよとか、試合は何々よとか、そのラインで連絡方法をとられるというクラブもあるそうなんですけど、その件はいかがですか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 私どもの方からは、そのことについてはやはり止めていくように、82%という7割ぐらいの子が持っているんですけども、クラブの連絡で色々トラブルがありまして、我々のほうにもやはりこうクラブの携帯電話持っていない子が、今日の連絡知らないんだというような状態、やはり学校のほうには教育委員会からも、やはりクラブの連絡そういう場合には、やはりそのラインとか携帯電話を使用してはいけないと、いけないというよりも使用しないでほしいという、しないようにという申し入れをさせていただいております。ただね、その連絡網の中の一つとして使うんですけども、持っていない子もしっかり把握しながら連絡していくというのを、一つ考えなきゃいけないんですけども、そのことについてはしっかり申し入れをしていきたい、今後もそのことについては、やはり学校長にきちっとその旨を伝えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 携帯電話に関しては学校へ申し入れをしていただいたということで、安堵しております。

では、このラインのことでいいじめなんですけども、言えない子どもたちが言えるようにする環境づくりが、やっぱり最も重要なことであり、訴えた子が安心して日々暮らせるよう、学校、家庭、教育のバックアップがなければいけないと痛感いたします。

さて、すでにお気づきのとおり、こうした子どもによる現代のいじめはれっきとした犯罪の部類に入ります。いじめがない学校、いじめをすれば社会は許さないという風潮をつくっていかねばいけないと思います。それにはまず、やはり私は小さいときからの道徳教育に重点的に目を向けてほしいと思います。道徳教育は子どもたちの未来やこれからの社会を明るく希望に満ちたものにしていくものです。道徳教育の施された学校教育が人間教育へとつながっていくものだと思います。道徳の教科化という動きも耳にしております。今一度、明和町の子どもたちのために道徳教育のあり方を見直し、いじめに対する対策の強化を強く要望いたします。

今こそ大人が本気になって子どもを思っているんだ。また本気で守ろうと思っているんだ。また本気で悪の根源である現代のいじめに対し、僕たち、私たちのために立ち向かおうとしてくれているんだと、子どもたちが感じてくれ、一人でも多くの明和町の子どもの人生に少しでも明りが灯り、少しでも幸せな人生を送るスタートを切ってくれることを願って止みません。どうかいじめ撲滅に向けた取り組みをより一層充実されることを期待いたします。

では、最後になりますが、多くの町民の方から、町長は3期目に出馬するのかどうかという声を聞きますので、この機会に今後の町政への意欲をお聞きします。この2期、約8年間で色々な課題に対して対策を立て取り組まれてこられました。斎宮跡の活性化、中学校と大淀小学校の建設計画、災害への対策、そして今始まったばかりのグループホーム、認定こども園のこれからなど、ま

だ道半ばというように思われます。元気な町、信頼される町、皆が誇れる町、そんな町をつくってこられた中井町政のこれまでの成果、及び今後の意欲をお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町政3期目への意欲ということで、ご質問をいただきました。振り返ってみますと8年前でございますけれども、私の町政への思いはですね、一つは合併できなかった明和町、それをですね、どのように再生していくかという思いが実はありました。合併できなかった要因は色々あるわけにありますけれども、それを一つひとつですね、やはりもう一回見直した中で、まちづくりを再構築していかなければならないのではないかと、そのような思いでですね、取り組みをさせていただいたということでもあります。

そして、新しい明和町、そして元気な明和町、そしてそのときに色々言われましたんですけども、なかなか明和町って滞納が多いとかですね、いろんなことを言われました。やはり町民の、町の中だけではなしに、外も含めてですね、町内外にやはり信頼される、そういうまちづくりというのを、私は心がけなきゃならんという、そういう思いでありました。そして多くの方が町外へ出ていかれるわけでありまして、全国に誇れるまちづくり、そういったものをですね、キャッチフレーズとして、この8年間、町民の皆さんや議員の皆さんに大変お世話になり、現在まで務めさせていただくことができました。

その中でですね、やはり当初の段階から私は中学校の整備、大淀小学校の整備、いわゆる義務教育の整備をですね、これは耐用年数とともにですね、何とかしていかなければならないという、そういう思いが実はございました。すぐにはこの8年間では取りかかれませんでしたけれども、いわゆるまずやり始めましたのは財政面で、やはり基金をきちっと積んでいかなければならないというふうな思いの中で、基金の醸成をまず始めさせていただいたところでありませう。

で、その中でですね、やはり次の段階としては中学校の整備、再整備どうす

るかということの基本的な考え方をやはりまとめていく必要があるということ
で、これは義務教育施設整備の検討委員会等々のその組織を立ち上げさせてい
ただいて、色々研究をさせていただき、3月に基本構想的なものをですね、ま
とめるに至りましたということです。ただ、その中でですね、やはり忘れては
ならないのは、この3年前の3月11日の東日本の大震災、我々防災対策そのも
のはですね、平成7年の阪神淡路大震災の直下型地震、これがですね、ずっと
念頭からこう離れなかったわけでありましてけれども、いわゆる3月11日の東日
本の大震災でですね、やっぱり津波ということの、その部分のこの対応、対策、
これをですね、どうしてもその見直さなきゃならんという事態に追い込まれた
というか、今、もう四苦八苦しているところでありましてけれども、そういった
防災対策をですね、改めてこう見直す必要が、この8年間の中に生じてきたと
いうことであります。

今も住民の皆さんの意見を聞きながらですね、何とか防災対策を構築してい
こうということで、頑張っているわけでありまして、まだまだ津波対策等々も
含めて、まだこれからという状況であるわけでありまして。

それから、もう一つは、当初の段階でですね、私は障がい者の子どもさんを抱
かえるその親御さんとの色々な話を通じてですね、先ほどご紹介いただきました
けれども、とにかく障がい者の親御さんの話の中で、一番こう胸が痛かった
のは、この子どもが死ぬまで、私が死ねないというようなですね、そういう
お話も実はいただきました。自分の子どもの行く末の将来、これをやはり地域
で、明和町できちっと支えてほしいということの中でのグループホームの建設
をという形でございました。なかなか運営面で非常に難しい部分がございまし
たので、私としては先進地のところを視察させていただく中でですね、ようや
くNPO法人を立ち上げていただいて、運営に至ったということでございます
が、ただ、その施設についても7人しか収容ができないわけでありまして。ま
だまだ障がい者、これからも段々段々地域の中で生活していく人が増えてくるわ
けでありますので、私としては第二、第三のこのグループホームの施設の整備

というのは考えていかなきゃならんだろうと、そのように思っているところです。

また、子育ての部分は、ご案内のように少子高齢化の中で子どもの数が段々段々減ってきております。この子どもたちの健全育成という形の中では、冒頭申し上げましたけれども、やはり保幼小中一貫、そして就学前の子どもたち、そして学童保育も含めてですが、子どもたちの健全育成のためにはどうしていくかという、そののところをやはりまだまだ事業としては、整備としては足りないというふうに思っておるところであります。

またもう一つは、国史跡齋宮跡の関係ですが、10分の10の建物の実物大の復元、就任当時にですね、そのことを地元のほうから要望を受けて8年かかったわけであります。なかなかこういった施設整備というのはですね、非常に難しいわけでありまして、とにかく明和町の中心部にある国史跡齋宮跡、これをですね、何とかやはり町の活性化につなげていきたいという形の中で取り組みをさせてきていただいております。

申し上げたいことは色々あるわけでありまして、もしこれからですね、町民の皆さん方、あるいは議員の皆様方からですね、ご支援、ご支持をいただけるということであれば、まだまだ残された課題、明和町山積しておりますので、ご支援をいただけるのであればですね、さらに頑張ってみたいと、そのように今考えておるところでございます。言葉足らずではありますが、3期目への意欲ということでございますので、先ほども申し上げました皆さんのご支持を得る中でですね、頑張っていきたいと、そのように思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

綿民議員。

○5番（綿民 和子） 町長の3期目に対する意欲は、ひしひしとこちらにも伝わってきました。今年11月には町長と我々議員も任期満了を迎えます。私自身も4年間の自分の取り組みを振り返りながら、明和町のより良い未来づくりの

ために、今後も微力ながら頑張っていきたいと考えております。

町行政につきましては課題も山積しています。町長の3期目への意欲を聞かせていただきました。一生懸命取り組んでいただくことを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で30分まで。

（午前 10時 20分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 30分）

7番 田 邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「防災・介護・平和、住民の命とどう向き合うか」

「時代のニーズにあった広報を」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

○7番（田邊ひとみ） ただいま、登壇のお許しをいただきました。通告に従い

一般質問を行いたいと思います。

1点目、防災・介護・平和、この視点で明和町がどのように考え、どのように住民の皆さんの命と向き合っていくかを聞きたいと思います。

まず、防災関係から。大震災以降、住民の皆さんの防災に対する意識は、ご存じのとおり非常に高いレベルで維持をされており、今も誰かとお会いしてお話をするとき、漏れなくと言っていいほど防災の話題がそこに出てまいります。各自治体や個人での取り組みもそれぞれに行われ、万が一に向けて命を守るために何とかしようと努力する、その姿が見られます。

また、議会におきましても、これは議員全員が防災に対し同じように強い思いを持っております。私自身、これまで何度も震災防災に対する質問を行ってまいりました。多くの議員の方々からも同様に質問をされてこられております。今回も思いを同じにした議員の方々が防災に対して質問を行いたいと、そのような意向も耳にしておりますので、今回は大きな形での今後の対応数点と、提案としての質問1点行いたいと思います。

先の大震災の被害や影響はまだまだ多くの人を苦しめております。家族を亡くした悲しみは到底癒えるものではありません。避難生活を続けている方々もまだたくさんいらっしゃいますし、防災関連死という悲しい事例もあとを絶たない状況でございます。そのような事例を起こさない、万が一の災害発生時のときには一人も死なせない。この思いで防災対策に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、まず確認のためにお伺いをします。先の大震災以降、この3年間なんですけども、明和町独自の防災関連事業、これにはどんなものがありましたでしょうか。緊急的に実施されたものなど、取り組まれたことをお示してください。また、予算的には震災前と震災後、どのような変化があったか、このこともお答えいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田邊ひとみ議員のほうから、東日本大震災以降の防災対策についてのご質問をいただきました。東日本では想定を遥かに越える甚大な津波被害が広範囲に発生したということでありますが、実は、私ども今までの防災対策というのはですね、平成7年の阪神淡路大震災、これの直下型地震ということを一応想定しながらですね、いわゆるさまざまな防災対策、特に地震対策について色々と対策を練ってきました。

しかしながら、ご案内ありましたように、東日本の大震災では、津波対策というのですね、見直さなければならぬということでございます。特に明和町はご案内のようにですね、伊勢平野の南部に位置するということと、それから平坦地が広がるという地形の中でですね、よく言われますが、私たちはどこに逃げたらいいのという、その津波避難ということについてですね、これはもう非常に困難が予想されるということでもあります。その中でですね、実はこの東日本の大震災の時にですね、伊勢湾に津波警報が発令をされました。しかしながらですね、町も沿岸部の人たち、ちょうど工事もされておりましたし、保育所も含めてですが、学校に残っている子どもたち、そういった人々を対象にですね、避難勧告を実は行いました。で、子どもたちはそれなりに避難させることができたんですけども、一般の住民の方というのがですね、その避難勧告にはなかなか従ってもらわずにですね、まだ津波ってどんなんやと言うて海岸へ見に行かれる方も多々ありましてですね、この津波避難行動をうながすという、この大切さというのをですね、そのときに改めて認識をしたわけでありますので、津波避難行動に対する啓発のあり方というのをですね、これはどうしてももう一度、いわゆる再構築をしなければならぬというふうな思いでございました。

その中でですね、新たに防災対策を進めていこうということの中で、住民の方からは即避難タワーとかですね、そういった要望がすぐ出てきたわけでありますけども、我々としましてはですね、即ということではなしに、先ほどのその勧告を出してもそれに従ってもらえなかったという、住民の皆さんの意識を

どう醸成していくかというところに、やはりとっかかりとしては重点を置かなければならないのではないかなと、そのように思いまして、県、あるいは今回は三重大学のほうにお願いをさせていただいて、いわゆる現在三重大学の川口先生にですね、お世話になりながら、地域の人たちと避難行動をどう構築していくのかという、そういう取り組みを実はさせていただいておるところであります。

平成24年度からですね、大淀地区、あるいは下御糸地区に入らせていただいて、自治会長さんや、あるいは民生委員さんや、あるいは消防団、小学校、保育所、いろんな関係者の皆さん方に実はお集まりをいただいて、とりあえずそれぞれの立場でどう考えてみえるかということの意見をですね、懇談会という形の中で開催をさせていただく中でですね、ずっと今まで取り組みを進めてきていただいております。従いまして、まだまだ完全ではありませんので、これからもそういう機会を通じて対策の基本的な考え方をまとめていきたいと、そのように考えております。

あとですね、特徴的なご質問のありました震災以降のハードも含めてですが、取り組については、防災企画課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

特に津波対策と地震対策、防災対策をですね、どのように進めてきたのかといった具体的な事業名等も踏まえまして、ご説明させていただきたいと思えます。

まず、津波対策につきましては、津波の浸水を防ぐ施設や、避難するための施設の建設をするなどのハード対策とか、やっぱ必要になってまいります、先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、やはり住民自らがですね、避難をするという、ソフト対策、こういったことも合わせて行っていく必要がございます。

そういったハード対策、ソフト対策を独立した対策とするのではなく、合わせて実施するということで、お互いを関連させてですね、実施すればより大きな効果が得られるといった考え方の中でですね、色々地域防災懇談会での意見をお聞きしながら、この2年、3年、防災対策を進めてきたところでございます。

具体的には、平成24年度では津波避難の際の緊急時の避難施設としての大淀小学校、下御糸小学校の屋上へ、夜間、休日でも上がれるように外付けの避難階段の整備をさせていただいたところでございます。また、沿岸地域における防災無線、屋外子局の増設、地区としては川尻、イオン、相野地区でございます。また地域の防災力を把握するためのアンケート調査の実施や、当町の防災アドバイザーでございます三重大学大学院の川口准教授による防災懇談会の開催、あるいは群馬大学の片田教授による防災講演会等実施いたしました。

平成25年度では、国道23号へ上がる津波緊急非難階段を国に要望をいたしまして、町内2箇所に設置していただいたことや、海岸堤防の老朽化対策として、平成4年から進められておりました伊勢湾西南海岸工事も平成25年度に完了いたしましたし、個人の避難計画を把握するためのマイマップランといった避難、個人の避難計画についての調査を昨年度実施させていただき、ようやく26年度に入ってからではございますけれども集計、あるいは地図の図面のほうの作成をもうじき終わられるといったところでございます。

また、明和町においては津波の浸水被害に対する対策も本当に重要なことではあるんですが、津波の前には大きな地震による揺れに見舞われることとなります。そういった意味においての家屋の耐震対策、家具の固定事業の推進、懇談会の意見からブロック塀の除去、改修の際の補助制度について、平成25年度に新設をさせていただいたところでございます。また、自主防災組織強化事業といたしまして、7組織に対して育成もさせていただきました。

さらに、この2年の間に大規模災害の際の多種多様な物資や資材の不足といったことが予想されますので、各種機関と11の協定について締結をいたしまし

た。主なものといたしましては、イオンリテール株式会社東海カンパニー様との津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定といったこと、イオンの屋上駐車場を利用させていただけるというような内容でございます。また、医療品や供給体制の充実を図るために、スギ薬局様とかいろんな関係者等の協定もさせていただいております。

また、群馬県明和町、京都府与謝野町、島根県津和野町との行政間における職員の支援を含めた災害時の広域応援、そういったこととか、明和町建設業協会様、また明和町水道組合様との災害時の応急対策業務に関する協定等を締結させていただいたところでございます。現在はそういった協定がですね、31の協定が積み上がっております、もし何かあった場合には、そういった協定を基に応援を求めていきたいということを考えているところでございます。

それと、防災予算に関しまして質問がございましたので、付け加えさせていただきます。まず震災前と震災後の予算の変化についてのご質問でございます。まず災害対策費の各年度の決算額、及び各課の中でですね、災害対策費同様のですね、防災費として盛っていただいた部分を積み上げさせていただきました。額を申し上げます。平成21年度2,951万5,000円、平成22年度が1,617万7,000円、震災後の平成23年度が4,621万円、平成24年度7,834万円、平成25年度これ決算見込みでございますが、2,845万7,000円、それと平成26年度の予算額でございます。4,673万1,000円となっております、平成22年度との比較では、平成23年度は2.86倍、平成24年度では4.84倍、平成25年度1.76倍、平成26年度2.89倍となっております。

また、災害対策費の主な増加要因でございますが、災害用資機材等の購入費であったり、沿岸地域に対する防災無線屋外子局整備、こういったもの6箇所させていただいております。また、先ほども申しましたとおり大淀、下御糸小学校の避難用の外付け階段の設置、こういった費用が増加要因となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） ありがとうございます。これまでの取り組み等丁寧に説明していただきました。やはり阪神淡路と東日本とでは本当でその被害の形が全然違うということ、私も身をもって感じました。私もその東日本のときではそうではなかったんですけども、その前にあったちょっと津波の警報が出たときには、主人と2人で大淀にその潮位を上がるのを呑気に見に行ったという、本当に自分も馬鹿なことをしたという経験がございます。本当にすごく反省しております。そういう部分でも今回本当、反省の念を込めてこのような質問もしていきたいと思っております。

そして、この明和町の取り組み聞かさせてもらっておりますと、本当に精力的にやっていただいております。ですけれども、住民の皆さんとしてはやはりなかなか動きが遅いのではないかと、そういう気持ちもすごく持っておられると思いますので、そういう住民の皆さんの気持ちというのはしっかり汲み取って、これからの計画を進めていっていただきたいと思っております。

特に、今年の3月議会が終わるところでしたでしょうか、全国的に地震被害の想定、これの見直しが行われておりまして、三重県でもその結果報告されました。そこで被害想定の見直しが行われているんですけども、それを受けまして三重県としても三重県新地震津波対策行動計画、これが平成25年から29年度用として県としてもつくられております。で、取り組みの強化が進められているんですけども、明和町では、この3月の被害想定の見直しのそのあと事業の計画、そのようなものの変更が行われて、見直しが行われているのかどうか、またその見直しに関してどの程度まで進められているのか、対応お答え願いたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼いたします。

まず、明和町地域防災計画の見直し状況ということで、お答えをさせていただきたいと思っております。平成25年度、先ほど田邊議員が申されましたとおり、県

の被害調査結果というのが26年3月に報告されて、三重県地震被害想定調査結果、こういったものを受けながらですね、理論上最大クラスは主に津波避難対策等のソフト対策の対象地震として用い、また過去最大クラスについてはハード対策での防災減災対策を考慮しつつ、ソフト対策を組み合わせた対策を講じるための指針として想定しながら、計画を進めているところでございます。

で、具体的にどのようなことを、今現在着手したのかという内容でございます。本年の3月29日に、この県の調査とは別にですね、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法という法律がございまして、その中の津波避難対策特別強化地域の指定を明和町が受けたことによりまして、津波地震対策緊急事業計画といった中で、色々な津波避難タワーであったり、高規格の避難路であったり、避難マウンドであるのかどうか、そういった部分の今後の事業計画を策定することになりました。これについては今後色々議会、あるいは地元の防災懇談会の意見を聞きながら、今年度中に作成をしていこうということで、取り組みを進めさせていただくことになっております。

また、現在につきましては、庁舎内の各課、あるいは施設の職員、この中から防災対策プロジェクトチームといったものを編成いたしまして、現在のところ仮設住宅であったり、災害廃棄物置き場、遺体保管場所の候補地選定が終了のところでございます。で、次に大規模災害による役場機能の低下が非常に余儀なくされることを想定いたしまして、その対策も必要とされることから事業継続計画、BCP計画の策定に現在着手いたしました。

また、この3月の調査結果を受けましてですね、避難困難者対策、明和町の場合相当の数の帰宅困難者というのが想定されております。こういったことについてどう対応するのかといったことにつきましての、その検討に着手したところでございます。今後につきましては、そういった詳細な部分もあるわけなんですけど、昨年、災害対策基本法が改正されております。その内容、改正事項も含めてですね、新支援対策としてとりまとめていこうということで、現在、進めさせていただいているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 数々の対応行われていくって、見直しという新しい被害想定の中で見直しをされていくというところで、お話をいただいたんですけども、やはりそのお話の中で、何度も出ておりますように、明和町にはその高台がないというのも、これ住民の皆さん一番心配されているということなんです。その中で、県の計画の中でも謳われておりますのは、やはり地震津波対策が日々の生活の中に当たり前に取り入れられていく、防災の日常化って、こういうことを目指されておまして、町としてもそれを多面に取り組んでいくということなんですけれども、やっぱりその高台がないという思いに対して、その今、明和町の中で、今、どういうことが一番大切なのか。計画の見直しの中で何が一番大切なのかということを考えてられるのか、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町の対策として何が大切かということでございますけれども、避難タワーもですね、重要な課題ではあるわけですが、今ちょっと分析をしておりますのはですね、やはり先ほども津波の話が出てますが、課長のほうからも答弁させていただきましたが、地震という、まずはその耐震対策というのをですね、どうしても力を入れていかないといけないということでございます。

これは今回の三重県の被害想定の中でですね、死者というのがですね、どうしても多く出されているということでもあります。それは地震が起こったときに、すぐいろんな形の中で避難したりですな、そういった行動ができるかどうかということが、一番のその鍵になるわけでありますので、我々としてはその啓発も含めてですね、まずは徹底した耐震対策をやっていききたいのと。それから先ほども言いましたが、個々の徹底したその避難プランというのをですね、こういう場合はこうだと、こういう場合はこうだという、それをやはり各個人個人

の人がですね、置かれた状況の中でそれぞれ違うわけですし、時間帯も違えば、その起きる可能性のね、そのいろんなさまざまな状況が考えられるわけでありまして、学校におる時、あるいはどっかへ遊びに行っている時、そういった時、含めてですね、こういろんな個人のプランがこう立てられるようにですね、やはりそれぞれの皆さんが自分の日々の行動の中で、先ほど申し上げましたが、どの地点で、どういう場所で、どのように災害が起っても自分の身を守る、そういう行動をですね、きちっととれるような、そういう行動計画というのですか、徹底した避難プランというのをですね、まず構築していただきたい。

で、地域の中であって、どのように避難行動をですね、共有できるかということかということですね、私はこっちへ逃げる、私はこっちへ逃げるではあきませんので、そのために、いわゆる避難タワーをどこにつくったらいいかということは、懇談会の中で皆さんの意見を聞きながら、設置場所なり何なりをこれから考えていきたいという、そういう思いであります。

それから、震災というのはいつ起こるかわかりませんので、我々の代では起こらなかったと、しかしその子どもの代、そして孫の代にもこう起こる。その今までの歴史的な部分もですね、きちっと継承していく、いわゆる防災教育的なものも大事ではないかなというふうに思っておるところでございます。

ただですね、震災対策色々ありますので、これから少しやっつけようという部分については、企画課長のほうからですね、防災企画課長のほうからちょっと簡単に説明させていただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

もうほとんど町長の答弁のとおりなんですけど、まず、町長も言われましたとおり、今後の対策としては5点ほどのですね、柱を定めて進めていくことが必要であると考えているところでございます。

まず1点目は、徹底した耐震対策ということで、やはり先ほどの答弁のとおり、津波ばっかが前へこう来てますけども、津波が来る前には大きな地震の揺

れ、特に津波が来るような地震であれば、もう本当に震度7、6強で5分以上揺られることになります。そういったことからですね、そういった意味においての家屋の耐震対策、あるいは家具の固定事業の推進、ブロック塀の除去、改修、こういったものについて推進していかなければならないということもございます。そういった耐震化することによりまして、多くの命が助かるということにつながる。こういったことで、こういった施策を推進していきたいというのが第一点目でございます。

また、2点目でございますが、昨年度、大淀、下御糸地区で個人の避難計画についてご提出をいただきました。これ記名方式でございまして、どここの誰がどこに逃げるといったのがわかるような計画書でございます。そういったものをですね、やはり大淀、下御糸だけに止まらず、各地区にこれは拡大し、それぞれの避難計画を私どものほうで整理させていただきながら、持つ必要もあるやろということで、こういったことの拡大を進めていきたい。

また、3点目でございますが、先ほどの個人、個々の避難計画、これを重ね合わせますと、その地区の特性といったものもわかってまいります。その中で地域における避難行動に対するですね、地域のルールづくりといったものも目指していけるのではないかとということで、その中からですね、一番私どもが心配しております災害時の要援護者対策、こういったことにも結びつけていきたいということで、そういった対策を推進していきたい。

また、4点目でございます。南海トラフ地震につきましては、100年から150年の周期性といったことで、運がよければですね、自分の代でそういった大災害に遭わずに済む、明和町の地域でございます。昭和21年の南海地震からですね、70年以上が経っておるといようなことで、明和町の中でもそういった災害を経験した方が、本当に数少なくなっております。そういったことからですね、やはり地震津波に対する災害に対するですね、甘さというか、そういった部分もあるのではないかと、そういう地域性があるのではないかとというふう感じておるわけでございます。今、10歳の方にですね、10歳の子どもに

そういった防災教育をきっちりすればですね、20年後、自分が親になるときにはですね、やはり子どもにそういった防災、こういったものであるんかというのを教えられるといったことにもなります。そういった文化づくりというのが必要であると考えているところでございます。

それと、5点目でございます。地域防災懇談会の継続といったことで、現在は、昨年上御糸地区まで拡大はしてきたわけでございます。で、今年度色々先ほど県のですね、緊急の事業計画のほうの策定とかいったこともございますので、今年度の拡大についてはですね、ちょっと足踏みをしておりますが、この地域防災懇談会につきましては齋宮地区、あるいは明星地区のほうへ地区の拡大をしていくことが必要であるというふうに考えております。

合わせて、そういったものをですね、やっぱ地域地域で、その防災対策というのはですね、その地域の特性と申しますか、違う部分でやっていかなあかんところもございますので、そういったことも各地域との話し合いの中で、いろんなことを明らかにしながら防災対策、減災対策を進めていくといった意味での防災懇談会の継続、地区の拡大といったことを目指していきたいというふうに考えております。

以上、5点を柱として進めてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 5点の柱ということで、新たに対応していくということ、話を聞かせていただきました。特に私も感じておりますのは、災害のその見直しで、今まで明星地区の方は、わしらは安心やろと思っておった反応が、わしらとこもちょっと水来るんと違うんやねえかって、すごく考え方が変わってきているという部分もあるんです。そういうところで、どうしたらええんやろという形で、ご相談を受けることもございます。そういう部分では、こういう地域の懇談会とかそういうの本当に広くしていただいて、それでこの明和町、大淀と下御糸でも本当にその地域の形というのか、集落の形というのが違う中で、

もう考え方というのは本当に柔軟にしていっていただきたいと思いますので、そういう点も含めて今後の計画、しっかりやっていただきたいと思います。

その中で、先ほどお話の中でありましたんですけど、耐震なんですけれども、やはり耐震工事をやりたいと思っても、その金銭的な面で二の足を踏んでいる方ってたくさんおられます。そういうことに対しての補助ということも、援助ということもこれからはちょっと計画の中、取り入れていただきたいと思います。これ今回は要望という形で言わせてもらいます。

そして今、防災無線でもずっと放送されておるんですけども、ブロック塀の除去、改修、これの制度、今ずっと防災無線で流れておりますけれども、これ今どのような感じで進んでいるというか、申し込みとかそういう状況だけちょっと教えていただけますか、わかりましたら。

○議長（北岡 泰） 答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） このブロック塀の除去改修事業につきましては、平成25年度から新設させていただいた助成制度でございます。で、昨年の予算については全部使い切りをさせていただきまして、今年度につきましてもですね、6月1日から募集をかけさせていただいておるところでございます。

で、今現在、3件、4件の相談をお寄せいただいておりますという状況でございます。内容といたしましては、ブロック塀の除去、あるいは改修費用のうちですね、上限が10万円、その改修の2分の1以内というようなことで助成をさせていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） やはりこれも防災無線等、広報等でやってもらっているんですけども、まだちょっとその、色々ご相談受けたりするので、まだちょっと理解が進んでないという部分もあるのかなっても感じておりますので、今後の対応もお願いしたいと思います。

そして、先ほどもお話にも聞いたんですけども、その五つの柱の中でも出

たんですけれども、要支援の要る方の形を今後どうするかという部分で、これはもう県の計画の中でも県民の命を守りぬくための選択集中テーマというのがつくられておりまして、その中に災害時に特別な配慮が必要となる人々への対応ということ、これが強く謳われております。その中で先ほどもお話ありました要援護者の支援とか、観光客への支援、こういうものを進めなければいけないって、進めていこうということが書かれております。このテーマはお話にもありましたし、過去にも質問もあったんですけれども、もう県としても集中テーマとして上げておりますので、今回、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

まず、要援護者、先ほどもお話ありまして、地域からのそういう計画をいただいて、自分がどう逃げたらいいんかとか、そういうことを把握することで、そういう方々のその存在とか、そういうものを把握していくというようなことも、先ほどの答弁で伺ったんですけれども、今現在、住民の方からの声を伺っておりますと、介護認定を受けてない方とか、比較的元気で家に暮らしていらっしゃる高齢者の方とか、さまざま体に不具合はあるんですけども、障がい者等の認定を受けずに家族の支えで生活していらっしゃる方とか、そういう方たくさんいらっしゃるんです。そういう方はなるべく人のお世話になりたくない、頑張っていこうと、そういう思いでいらっしゃるんですけれども、やっぱりその災害の話になると、困るなあって、どうやって逃げたらええんやろなって、そういうような心配の声出されております。中にはもう仕方ないから、もう家族で家にじっとしておるんやって、そういう声を実際として聞かさせてもらっております。

民生委員さんや地元の方のこういういろんな働き、行政からの働きかけで情報の共有というものも進んでいると思うんですけれども、改めてお聞きしたいんですけれども、そういう人たちの支援の援護の要る方の把握というのは、どこまで進んでいるのか、またどのような手法で行っているのか、これちょっと答弁願いたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 災害時の要援護者、あるいはそういった困難者対策ということでのご質問でございます。昨年のですね、災害対策基本法の改正を受けまして、市町は避難者行動支援者名簿といった形で作成しなければならないとされたところでございます。災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供できることとされたところでございます。

当町では、平成21年度から災害時要援護者管理システムといったものを導入いたしまして、対象者名簿を管理しております。その対象者と申しますのは、65歳以上の一人暮らし高齢者であったりですね、65歳以上の高齢者世帯の世帯で構成する世帯、あるいは身体障がい者手帳の所有者等でございます。そういった方を対象にですね、名簿自体はもう全部把握、21年度からのシステムの中で管理をさせていただいております。その中で明和町についてはですね、その中から同意を得た方ということで、手挙げ方式ということでですね、手を挙げていただきまして、平成26年の3月末時点ではございますけども、対象者数が4,224人でございます。うち同意をいただいている登録者数、自分の情報を公開してもいいよと言われている方が738名といった状況になっております。そういったことですね、いざというときに支援が行える。支援を要する人と、その方を支援するサイドの方といった形でですね、登録情報を整理させていただいているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） 管理システムで管理をされているということなんですけど、対象者4,204名の中で、その同意を得ている方738名って、かなり人数が少ないように感じるんですけども、そこら辺はどのようにお考えになっているかということ、ちょっとお聞きしたいというので、全国的には手挙げ方式ではなくって、逆手挙げ方式という形で、そういう拾いあげた人の中からもど

うしても載せてほしくないという人を手を挙げてもらうという形で名簿を拾うとか、これ災害ではないんですけれども、釧路市なんかでは認知症の方々なんか、特に冬場寒いときには命にかかわるといふことで、もうそういう同意を得られなくとも条例の規定の中で命を守るためには提供できるというような形の条例化をして、そういう対象の方々のそういう情報というのをしっかり把握して、公開できるというような形もつくっているようなんですけれども、そういうような形というのは明和町はお考えになっていけないのか、そういうところはどのように対応されていくのか、ちょっとそういう部分お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 課長が説明しましたように、とりあえずは手挙げ方式ということで、個人のプライバシーの問題もあるわけでありますので、始めさせていただきました。しかしながら、説明させていただいたようにですね、それで完全かという、完全ではございませんので、いろんな方式を使いたいんですが、特に65歳以上の高齢者の方の中で元気な人はいいんですけれども、何らかの支援を要する人、しかし、登録は嫌よという、そういう方とかですね、障がい者の方、そして我々も子どもさんですね、乳幼児も含めてですね、いわゆる我々は我々としてリストアップができますので、それは万が一の場合にしかというふうに考えております。

全くその資料が手を挙げてくれないから資料がないということではありませぬので、それは行政のほうがかちっと把握をした中でですね、そして万が一の場合にそれぞれの警察なり、あるいは消防署なり、いろんな安否確認を当然必要としますんで、そういったところへ情報提供していくという形でですね、今後、進めたいというふうに思ってます。でないと、手を挙げたからね、助けに行く、挙げないからそのままってというわけには我々としてはそういう考え方はありませぬので、行政が把握できる部分はきちっと把握した中で、万が一の場合にそれぞれの関係機関に情報提供していくという、そういう取り組みに変

えていきたいと、そのように思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） 万が一、災害が行ったときにはもう本当大変混乱をして、そういう部分でも災害のその発生したところの地域の方は、大変苦勞されたという話も聞いております。ですので、そういう部分は個人のプライバシーということ大変重たいことなんですけれども、本当お話伺っておると、その65歳以上とか障がい者の手帳持っているとか、持っていない方でもちょっといろんな不安を抱えている方現実見えますので、そういうところへやはり、住民のその教育という形を私たちも考え方を変えていかないかと思うんですけれども、そういう部分でもそういうこと指導していただくとか、お話いただくということは、これからもどんどん進めていっていただきたいと思います。

もう1点、先ほども言いましたけれども、観光客に対する対応ということについてもお答え願いたいと思います。これは観光客と限定するわけではないんですけれども、町内には大きな商業施設がございまして、そこには町外からたくさんのお客さん、特に土日なんかたくさん見えておられます。で、映画館もございまして、そこにはかなり遠方から、近くに映画館がないということでお客さんが来ておられるというのを聞いております。で、町の町民バス、シャトルバスでも土日など、満員になっておりますし、その商業施設までそのバスに乗りはぐれた人たちが、こうテクテクテクテク駅から歩いていると、若い子どもさんなんか歩いているという姿を私よく見かけております。

このように明和町外からいらっしゃる方がたくさんあるというのは、もう日常的ということになっておりますし、また齋宮跡、これから10分の10の建物が完成したら、お客さんたくさんいらっしゃると思います。で、先日ありました齋王まつりでも本当にたくさんのお客さん来てみえました。そういう方々をこれからも安心して明和町へ来ていただくために、明和町もこれも考えていかなければならないと思うんです。そういう部分に対しての災害時の支援、それは

今どのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 災害時ですね、帰宅困難者についてのご質問をいただいたわけでございます。この3月に発表されました三重県の調査結果の中の数字で、今現在私ども取り組みを進めさせていただいておるわけなんです、その三重県地震被害想定調査ではですね、明和町の帰宅困難者は1日約2,000人ということでございます。

それと、1日目の町民も含めた避難者という数がですね、1万2,000人というようなことで、田邊議員がご質問いただきましたようなイオン等商業施設での滞留者といった数字は、現在つかめておりません。つかめないという状況になっております。先ほどの帰宅困難者2,000人、明和町住民の避難者1万2,000人、合わせてですね、1万4,000人以上の方が明和町に滞留することになるわけでございます。現在の明和町防災計画の中ではですね、現在22箇所の避難所の中で、約2,500の方が避難できるというような計画になっておりますが、その数を遥かに上回る数値となっております、これをどうしていくかというのが、一番のこれからの課題になります。

で、現在ですね、このことから帰宅困難者対策としてですね、やはり役場だけではちょっとこの数値を裁くというような、言葉ちょっとなんなんですけども、どうのこうのとするというのはもう絶対に不可能なことになります。ですので、各企業、事業所等のご協力を得ながらですね、一時休憩所、または一時避難所としてですね、利用できるような形を関係事業者、あるいは団体等と連携を図っていく必要があるんじゃないかということ、今現在検討しているわけでございます。

それは先ほどの観光客、あるいはイオン周辺等ですね、色々来客していただいている、来町していただいている方らにとりましても同じような考え方でございまして、それぞれの商業施設をですね、一時避難所といった形でご利用させていただけるような形、こういったことを関係各企業、団体と連携をとり

ながら、今後、協議を進め、そういった計画をつくり上げていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊ひとみ） これから明和町、町外から来ていただくお客さんというのは本当大切な宝物になってくると思います。是非とも1日も早く計画進めて、企業さんとの協力を進めていただいて、対応しかりとっていただきたいと思います。

ちょっと方向は変わりますけれども、前にもちょっと一度説明もさせてもらったことも含めてお伺いしたいことに、防火井戸とか防火水槽の整備、これについてちょっと一点お伺いしたいと思います。

今、明和町で耐震の防火水槽の整備というのが進められております。これは防火水槽というのは火災に対応して人命とか財産の喪失、そういうことを防ぐためにも大変重要なことやと思っております。住民の皆さんもこれに関してかなり高い関心を持っておられるということをお話を聞かせてもらっております。これ議会のほうでも説明も受けて年2基程度のペースで設置、防火水槽に関しまして、年2基程度のペースの設置ということはお伺いしているんですけれども、その設置基準というのはどのようなものになるのか。また、設置に関して自治会からの要望とかそういう意見などをとっているのかどうかって、もし自治会から意見を聞いているのであれば、それが設置順位の参考としてどれぐらい参考とされているのか、こういう分ちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ご質問いただきました防火水槽の設置基準等につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの質問の中でですね、毎年2基ということでご質問いただいたわけなんです、隔年で2基程度ということで、毎年防火水槽のほうを設置させていただいておるということではございません。

それとですね、その基準についてでございますが、この基準については消防法によりまして、消防水利の基準が定められております。40トンの水槽であれば一栓のホースを入れてですね、毎分1トンの放水をし、連続40分以上出るといふのが、その基準の一つになってまいります。このことから町が整備する防火水槽については、現在、耐震性防火水槽として40トン以上の計画となっております。

それと、現在、自治会からの要望はとっておりませんが、町全体の水利、どこの地域がそういった水槽がないということで、雨水かということは把握しております。そういったことを消防署、あるいは消防団と協議をしております。現在のところは昭和37年度までの整理計画ができております。しかしながらですね、先ほどご質問いただきましたとおり、自治会から、ここがどうなんやというご要望いただいたその段階でですね、その必要性とかいろんなものを勘案しながら、本当にこの地域に、ここにですね、必要であるということであれば、そういったことを優先させていただくという、そういう柔軟性は持った整備計画でございますので、自治会の要望にも応えられるというふうには考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） それでは、過去に自治会からの要望というのは出てますやろか。皆さんどなんやろ、どなんやろってお話だけは聞かせてもらっているんで、ちょっとその点、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 過去の自治会からの要望書についてですね、現在のところは各時期という部分の中での要望書の積み上げはございます。そういった中で、現在のところですね、37年までの間に、ちょっと今現時点で、この場で地域名を出すのが何でございますんで、そういった部分で把握はさせていただいております。

ただ、先ほども申しましたとおり、新規でそういった部分、その地区よりもこっちのほうが優先順位が高いという判断になればですね、その時点で考え方をまたいろんな関係者と協議しながら、その順位については変えていくことは可能な状況になっておりますので、その点だけご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） わかりました。こちらのほうもやっぱり住民さんの命とか、その地域に住んでいる方のその現状というのが一番大事やと思いますもので、しっかりと情報は集めていただきたいと思います。

それから、もう1点、過去にも質問させてもらったんですけども、防火のその井戸に関してなんですけれど、やはりその整備をしてほしいという声が続いて出ております。自主防災等の立ち上げもされてまして、各地域で自分たちで何とかしていこうという思い、かなり住民の皆さん強く持っておられるんですけども、そういうことに応えていくべきじゃないんですかという思いもあるんです。これについてその井戸の整備、今後ちょっとどうお考えになっているか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 防火井戸の整備についての考え方でございます。

先ほどもちょっと私言わせていただきましたとおり、消防水利については基準というのが定められております。で、その基準以下のものをですね、つくるとなると、これはちょっといかななものかというような部分にもなりまして、先ほどの基準再度申し上げますけども、常時貯水量が40トン以上、または取水可能水量が毎分1トン以上で、40分そこから出やな水利が、水が出やないかんという基準でございます。そういった給水能力を有するものでなければならぬとされておりますので、現在の井戸、町内に色々あるわけでございます。これから新しく掘る場合もですね、この基準を満たすということにはなかなかならないといったこともございます。ですので、現在のところはその整備の対象

から外させていただいておるということでございまして、それを消防、その地域の消防水利としてですね、活かそうということで町が仮にやるのであれば、先ほどの1分、1トン、40分といった部分の中でですね、それがクリアできるような地域の井戸であれば、整備の可能性も出ますけども、現在のその水利基準をなかなか井戸は満たせないというのが、関係者の判断でございます。ですので、現在のところは井戸を整備の対象から除外をさせていただいておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） わかりました。ですけども、住民さんからいろんなご意見出てきておると思うんです。そういう部分もしっかりと考慮していただいて、それに対応できるような形というのを今後とっていただきたいと思います。

続きまして、もう1点、これちょっと提案的な形になるんですけども、お話をさせていただきたいのは、行政の方も言われているんですけども、災害発生時にはどうしても住民の皆さんの協力ということが必要であるということ、これは私も十分感じております。そういう中で、住民の皆さん色々と自分たちでも自発的に行動されて学習したり、技術を身に付けたりされている。そういう方が地域のために活動しようと思うて、頑張っていらっしゃるとい方がたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういう方々のことちょっとお伺いしたいと思います。

今、日本全国各自治体でも、この明和町でも救命救急講習というものが実施されていると思うんですけども、この明和町での救命救急講習、これのちょっと現状というのを教えていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 救命救急講習の実施状況についてのお尋ねでございます。この講習につきましては役場ではなく、松阪広域消防組合のほうでございまして、平成25年度の明和町での実績につきましては

は、上級救命講習会、内容といたしましては心肺蘇生法とかAEDの使用法、異物除去等の内容になるわけなんですけども、これを6回開催いたしまして、受講者が161名でございます。

また、普通救命講習会、これの内容は心肺蘇生法、AEDの使用法でございます。これを8回開催し、受講者153名、応急手当講習、これも心肺蘇生法、AEDの使用法でございます。これちょっと段階によって色々内容が変わるようなんですが、これを24回開催し、受講者は823名となっております。この救急救命講習につきましては、消防署のほうへ申請していただければですね、広域消防のほうでそういった講習会を開催していただけるというような状況になっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） たくさんの方が講習を受けているという中で、一つ私提案させていただきたいというのが、市民救命士という形のを明和町ではつくれないのかどうかということ提案したいと思います。市民救命士ご存じかと思うんですけど、こういう講習を受けた方々をそういうことに任命をして、災害時にはちょっといろんなこと手助けするということなんですけど、こういうことに関してのちょっと明和町のお考えお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 市民救命士ということで知っておるかということでございます。先ほどの答弁の中でですね、上級救命講習会とか、普通救命講習会、こういったことをですね、受講された方というのはですね、修了証といった形で修了証が渡されます。そういった中で、また町民に救急救命についての指導ができる立場となってまいります。こういったことから、他市の例といたしまして、なかなか救急救命の普及確保のために、その修了証の呼称が長ったらしいとかわかりにくいとかいったこともございまして、市民救命士というような呼称でですね、呼ばれているということについては承知しております。

また、その際に、明和町今後大規模災害等が予想されるわけでございます。やはりそういった講習を受けられた方たちですね、その自治会、あるいは自治防災組織の中の一員となっていていろんな形でご活躍できる、そういった部分についてもですね、今後ですね、色々な形の中で検討していく必要あるとは考えておりますが、現在のところその受講者がどうやこうやで、先ほど申しましたとおり、相当の数になってまいりますので、そういった級のところからもう一回内容、再度精査しながらですね、考え方について固めていくといたしますか、検討させていただきたいというふうには考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） すみません。執行部の答弁時間が5分を切りましたので、質問の調整をよろしくお願ひします。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） それでは、ちょっとあと何点か聞きたいことございませぬので、話方向変えていきたいと思ひます。

次の質問、介護のほうお伺ひしたいと思ひます。医療介護総合推進法案に関する考え方について、お尋ねをしたいと思ひます。

これは以前、私質問しましたけれども、社会保障のプログラム法具体化するための法案であり、正式名称を地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案と言ひまして、これが今回、今の国会のほうで上程され、衆議院のほうでは反対の声が多数の中、強行採決が行われたと、こういうことがございませぬ。私、3月の一般質問でも申し上げましたけれども、この推進法、これは医療や社会保障において安上がりな医療介護を提供する体制をつくり、国民への大幅な負担増を押し付けて、そのうえで必要なサービスを切り捨てるものであると私ども考えております。

3月のときの答弁では、プログラム法のときに大まかなことの取り決めなので、法改正の際に町としては意見を町村会を通じて要望していきたい、このように答弁をいただいておりますけれども、今この時期になり、その法案の中身

というのがかなり明確になってきております。で、それは私が3月に申しあげましたのとほとんど内容が変わらないという形で、法律として形になっていこうとしております。その中でやはり介護の現場の方とか、利用者の方からの心配の声というのがたくさん上がっておるんですけれども、3月の時点で色々意見を要望していきたいというふうな答弁もいただいているんですけど、3月から今日の6月までのこの時点で、町として医療介護の形が変わることに関しまして、何か働きかけ等されましたでしょうか、その点ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長、端的にお願いします。

○町長（中井 幸充） すみません。要は要支援の方をどうするかという話だったというふうに思います。で、受け皿としては町としては明和町の社会福祉協議会が受け皿です。ただ、それぞれの事業所で要支援1、2でサービスを受けてみえる方がですね、その事業所では受けられなくなります。従って、そのところは影響が多分出てくるであろうというふうに思っております。

負担率については、介護保険事業の中で行われますので、町の直接的な負担というのはそうかからないのではないかなというふうに思っておるところです。で、これらの問題については、町村会のほうでも色々国に対して要望させていただきましたが、結果はご案内のようなことでございます。あと、市町のほうですね、どんなふうな形でですね、これを受けて具体化していくか、国のほうでもまだ具体的なものが出てきておりませんので、それらを受けて再検討していきたいと、そのように考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） ちょっと答弁側の時間がないということですので、色々聞きたいことがあるというので、ちょっと細かいことに関しましては、また改めて次の機会にしっかりと、そのときには国のほうも決まってくると思います

ので、お伺いをしたいと思います。

もう一点、どうしても住民の皆さんからの声で聞きたいということございます。これは平和問題になるんですけれども、今、話題となっております集団的自衛権の問題、これをちょっとお伺い、どうしてもお聞きしたいので聞きたいと思います。今、安倍首相が憲法を解釈によって変えて、集団的自衛権の行使を容認する。こういうことを進めております。昨日の参議院の質問でもかなりこの点質問出ております。そもそも憲法というものは、国民が国家に守らせるべき法律であるので、憲法によって権力が拘束される。これが立憲主義ということで、これがもう常識となっております。

それを今、真っ向から否定するという形で国が動いているといういことに対して、私いかなものかと思っているんですけれども、今、この集団的自衛権の行使という部分で、住民の皆さんとお話をさせてもらっておりますと、えらい世の中になってきたなって、これからはどうなるんやとか、戦争だけは絶対したらあかん、こんな声たくさん寄せられております。じゃ、この明和町お隣の町には自衛隊、明野の駐屯地もございます。戦争や戦闘とは全く無関係な立場ではないんじゃないかと私も思っております。米軍基地のある沖縄県では、基地が標的になるとして、18の首長さんが反対の意見を表明しておりますし、首長9条の会、これが東北地方を中心に今大きく広がっております。

住民の命と暮らしを守る立場からいっても、集団的自衛権の行使の容認に踏み込むことについて反対の意思を、この明和町としても明確に表明すべきだと私は考えているんですけれども、お答えを聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国のほうの色々と今議論がされているわけでありまして、外交上、あるいは防衛上ですね、いろんな議論が今なされております。

そもそも集団的自衛権というのは、憲法9条下で日本の国に自衛権そのものですね、外から攻めてきたときに云々という話の中での部分だけが、今、自衛隊法等々で許されているわけでありまして、それともう一つは、その交戦権と

いう憲法9条第2項では、これを行使してはならないという、そういう中身の中で、今議論が憲法解釈上どうやっていくのかという形で、議論がなされているというところでもあります。

やはりですね、いろんな考え方があろうかと思います。私も賛成、反対の色々な皆さん方のご意見を聞かさせていただくわけでありまして。ただ、私としてはですね、そういった大きな問題は国のほうに委ねるということでございますけれども、一つとしては先の大戦があるわけでございますので、そういった武力によるですね、外交、そういったものの解決に至らずにやってほしいという、そういうような気持ちでございます。従って、憲法の解釈上どうなるのかわかりませんが、国会のほうで十分議論を尽くしていただいて、方向性決めていただけたらと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊ひとみ） ちょっと答弁者側の時間がなくなってきたということで、私のほうはまだ時間あります。

町長もお話になられましたように、この日本の平和ということをしつかりと考えていくということは、本当に大切なことやと思っております。ご存じやと思えますけど、この憲法9条というのがノーベル平和賞にノミネートされたということは、ご存じやと思えます。これというのは憲法が平和賞をもらうのじゃなくて、もしも受賞したら、これ私たち一人ひとり国民に、9条を持っている国民、私たち一人ひとりがこのノーベル平和賞もらうことになるということなんです。

そういうことの大切さ、世界からそのような国である。その国の国民であるということを実は私たちは自覚していかなあかんと思うんです。そういう部分で、平和に対しての考え方というのは、私たち自身もしつかり一人ひとり考えていかなあかんと思えます。本日6月10日は平和行進、これがこの明和町のほうにやってきます。伊勢のほうから松阪のほうへ向けて平和行進というものが

行われております。これは核兵器廃絶なんですけれども、これは明和町としても核兵器廃絶の町ということ、また平和首長会議ということも参加されまして、平和ということに対して真剣に取り組まれている姿というのは、私も見させてもらっています。そういう部分でも今後のことというのはしっかりと考えていただきたいと思います。

本当はもう一点質問があったんですけど、答弁の時間というのがもうないと思いますので、今回、ちょっと質問これで終わらせていただきます。

またもう一点、2項目目があったんですけども、これは次回の質問ということでさせていただきたいと思います。色々内容等は伝えてありますので、色々検討していただいて、良いお返事をいただけることを期待しております。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の質問を終わります。

7番 江 京 子 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「高齢者の介護とサポート対策」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○2番（江 京子） ただいま、登壇のお許しをいただきました。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、6月7日、8日に開催された斎王まつりでは、多くの町民の方々の協力により大成功に終わりました。良い天候にも恵まれて、本当にたくさんの来場があり、到着するバスからは毎回あふれるばかりの来場者にびっくりでした。

その中で、私を感じたのは、いわゆる後期高齢者と言われる方々の活躍でした。よく動き、よくおしゃべりをし、来場者の方々へのおもてなしの素晴らしさに驚くばかりでした。日頃からの人と人との連携が、こういった人々のパワ

一につながるのだと核心しました。この2日間、本当に色々勉強させていただきました。そしてこのパワーの継続にはやはり町の高齢者対策が欠かせないと思った2日間でした。

私は、今までに2人の親族の介護をしてきました。でもそれは20年も前の話です。そのときにはベットの貸し出しと車椅子の貸し出しがあったぐらいでした。そして今回初めて介護保険を利用した介護を経験しました。私たちはこの地球で暮らしていく以上、生病死は避けて通れません。ですから、その人生の幕を引くときには、やはり介護される側も介護する側も悔いの残らないものになりたいと思いました。平成12年度の介護保険制度の導入から13年が経過し、また平成18年に設置した地域包括支援センターも7年を経過して、町における高齢者の総合相談窓口として、また介護予防の拠点として、さらには事業所間や地域とのネットワークの中核としての機能を果たしてきています。

明和町では平成24年3月に第6次明和町高齢者福祉計画、第5期明和町介護保険事業計画を3年間の目標に打ち出しています。そこに掲げられた基本理念には、高齢者が生きがいを持ち、ともに支えあいながら安心して暮らせるまちづくり、明和の文字をとって目指そう一緒に私らしい生活を掲げています。また、基本目標にはすべての高齢者がいつまでも自分らしく健康にいきいきと生活することができる。笑顔になることができるまちづくりを目指し、1. 住み慣れた地域での生活を継続できるまち、2. 主体的に介護予防、健康づくりに取り組めるまち、3. 高齢者が社会に参加し、生きがいをもって暮らせるまち、4. 高齢者が大切にされ、尊重されるまちとあります。

今年度26年は、計画の最終年度にあたります。3年間、町としてはこの基本目標に向い達成できたことはありましたか。また、現在の高齢者世帯の現状をお聞かせください。この目標を達成するためには、やはり健康年齢を維持していかなければいけません。町ではどのような対策を行っているかお答えください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問が終わりました。

それに対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江京子の議員のご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険事業は、ご案内のように今まで家族の介護それをやはり家族介護では限界があるということで、やはり医療と同じように地域社会でこれを支えていこうという趣旨のものが平成9年に国のほうで法律で決めていただき、現実には平成11年以降にですね、平成12年から取り組まれているわけであります。

で、これらの基本理念的なものはですね、明和町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画で定めておりますし、目標としては平成21年度に見直した部分からの変更は現在のところ変えてはおりません。で、ご質問の中にですね、基本目標の達成ができたかどうかということでございますが、我々としては基本目標そのものは概念的なもので、数値目標は設定をしておりますが、施設整備につきましては特別養護老人ホームが2箇所、老人保健施設が1箇所、それからデイサービス等の部分がちょっと正確な数字わかりませんが、3、4箇所きちんと整備をされております。

そしてまた今回、多機能の小規模事業所、これらもですね、整備をしていくということの中で、一定ですね、施設的には私は整備ができてきたのではないかなというふうに考えております。しかしながらですね、高齢者の状況というのが平成26年の4月現在で65歳以上の、特に独居老人の方がですね、458人、それから70歳以上の高齢者世帯は368世帯という状況になってきております。こういった状況を考えるとですね、やはり万が一倒れた場合に、今の施設の中でじゃあ十分に介護が受けられるかどうかということについては、非常に疑問な点もあるわけでありますので、我々としてはこれからもですね、そういったところをにらみながら施設整備、あるいはソフト的な面もですね、やっていかなければならないと、そのように考えているところであります。

その中でですね、この目標を達成するために、健康年齢を維持していかなくてはなりませんというお話の中で、いわゆる元気な高齢者対策というのも一方で当然必要になってくるわけでありますので、我々としましては保健福祉セ

ンターで行っております健康体操教室とかですね、はつらつ教室、それから各地区のコミセンでは縁側お元気教室といったようなことですね、色々と元気な高齢者が健康を維持できるように、そして医療や介護保険に移っていかないような、そういう取り組みも中心的にやっていきたいなど、そのように考えておるところであります。

また、今年からですね、認知症の予防教室ということで、脳健康教室というようなことですね、いわゆる認知症予防のための色々なさまざまな取り組みを行っていかうということで、計画をしているところでもあります。また、老人クラブの皆さん方にお世話になって、いきいきサロンということで、昨年一昨年、また初期投資にですね、県のほうの部分もお世話をいただいて、現在、町内25箇所できいききサロンを開設をさせてきていただいているところでもあります。

そういう意味でですね、これからまだまだ今の団塊世代、我々の団塊世代がですね、さらに高齢化してくるときにですね、これはもう一明和町だけの問題ではなく、日本としてのこの地域社会の医療、介護、福祉をですね、どうしていくかというのはこれからのもっともっと大きな問題になろうかというふうに思います。

従いまして、これからの高齢者福祉計画、そしてまた介護保険事業計画、これらをですね、もう一度見直していく、現実に即した考え方の中でですね、計画を見直していく必要があるというふうに私は考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか、江京子議員。

○2番（江 京子） 本当に健康年齢、元気老人を維持していくというのが、本来の介護保険の中の重大な部分だと思っています。明和町のこれからのこの介護の高齢者施策に対してますますたくさんの施策を考えていってほしいと思います。

また、全国的には高齢化や核家族により、高齢者が高齢者を介護する老々介護が問題になっています。さらには認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護する。認々介護の増加も指摘されています。重い負担を強いる高齢者介護は経済的にも体力面などで特に負担を強いられます。老々介護疲れが原因と思われる殺人事件は1998年以降14年間で、少なくとも550件以上が発生していると言われています。また親の介護を理由に会社を退職する介護離職は、毎年10万人以上とも言われています。介護にはやはりお金がかかります。離職は双方の不幸の始まりだと私は思います。

ダブル介護とは、自分の両親のいずれか、配偶者の両親のいずれか、同時に介護状態になってしまう状態にあります。ダブル介護、トリプル介護というのがこれからますます増えていく中で、明和町の老々介護、認々介護の状況をお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に関する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 失礼します。

老々介護とか認々介護の状況について、詳しい調査というのはやっておりませんが、町内のケアマネージャーに聞きましたところ、老々介護が69世帯、このうちサービス付き高齢者住宅が6世帯ありますので、実際の在宅というのは63世帯でございます。また認々介護につきましては13世帯、そのうちのサービス付き高齢者住宅の世帯が3世帯ということで、在宅では13世帯ということになっております。これらの世帯につきましても、やっぱり年々高齢化率の増加や核家族化によりまして、今後ますます増加するものであるというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） お諮りします。質問の途中なんですけど、昼食に入ってよろしいでしょうか。すみません。

お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで。

(午前 11時 50分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

○議長(北岡 泰) 江京子議員。

○2番(江 京子) 質問の続きをさせていただきます。

先ほど課長より町の現状をお聞きしましたところですが、厚生労働省の平成22年度の高齢者社会白書によると、65歳以上の高齢者がいる世帯が、平成20年度現在、1,978万世帯で、全世帯の41%にあたるそうです。で、その中で65歳以上の要介護等認定された人は19年度末で約438万人です。そうしてその中で、世話をする介護者が60歳以上の老々介護は全体の60.8%にも及び、その半数以上にあたる32.6%が70歳以上とあります。

老々介護のはての悲しい、そして厳しい事件はたくさん起っています。2007年に起きた認知症列車事故の裁判の判決は、全国的にも衝撃を与えました。介護保険の本来の目的に忠実に頑張った家族に対して、それはあまりにも冷たい非情な判決とも思われました。頑張れば頑張るほど家族を追い詰める介護、町では認知症に対しての対策は考えていますか。現在行われているものがあつたらお答えください。

○議長(北岡 泰) 江京子議員の質問に関する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 町が現在行っている認知症対策としましては、先ほど町長も述べましたけれども、認知症予防のための脳の健康教室と、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターの養成講座を行っております。

また、高齢者等の見守りネットワークの協力員等から、徘徊などの通報があった場合、地域包括支援センターの職員が親族との連絡や相談等を行っております。現在はこのような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） 認知症の患者は年々増えていると言われております。色々な施策をとられているようですが、認知症の患者と予備軍を合わせると800万人もいると言われております。現在、徘徊に対しての行方不明者や事故も相継いでいます。明和町じゃもう悲しい事件が昨年も起ってしまいました。

また、介護の費用の負担の意識の調査では、年金の収入で賄おうと考えている人が最も多くなっています。しかし、今後年金財政が厳しくなる中で、年金だけで賄えるものではありません。そこで老々介護を支援している面白い取り組みを行っているところを紹介いたします。そこは5月の議員視察でも訪れた島根県の出雲市です。そこでは介護する側もされる側も65歳という老々介護世帯を支援するため、対象となる世帯に老々介護生活支援サービス利用券を支給しているという方法です。生活支援サービス利用券とは、対象となる世帯に生活支援サービス利用券を支給します。その対象世帯は65歳以上の高齢者のみの世帯、世帯に要介護3以上の人がいる世帯、また市県民税の非課税世帯、この3つの条件に該当する世帯が対象となり、今現在 160件の世帯が対象になっているということです。

介護サービスは、介護保険でのサービスは介護認定を受けた本人だけへのサービスですが、ここではそれを介護している方へのサービスも行っているそうです。生活支援サービスの利用券は1カ月500円券が6枚、月3,000円、年最

大3万6,000円の支給だそうです。また、これに該当すると思われる世帯には文書で福祉課のほうからお知らせをしているそうです。このサービスは施設に入所している方は対象にならないそうですが、あくまでも老々介護の介護経験の対策とされています。明和町でもこういう対策をとれることはないか、またお聞きしたいと思います。実際、老々介護の母を見ていたときに、やっぱり介護保険を利用できる介護、認定されている方だけじゃなくって、やはりそれを介護している側の負担というのが、とてもしんどいというのを感じましたので、この出雲市の取り組みはすごいなと思いましたので、またそういう考えはないかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に関する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 明和町のほうでは同じような事業ですけども、軽度生活支援事業というのを行っております。この事業はおおむね65歳以上の高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯に対しまして月4時間を限度に、外出の援助、お食事、食材の確保、寝具等の大物の洗濯とか日乾し、クリーニング等の洗濯ものの搬出とか搬入、家の周りの手入れとか軽微な修繕などを行うものでございます。利用料につきましては1時間につき、時間帯にもよりますが150円から200円で、現在6名の方が利用されております。またそれとは別に、高齢者のタクシーの助成も行っておりますので、色々な買い物するときにも利用をされております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） 私もこの制度については知っていましたが、ただ、この制度を知っている方が、何かすごく少ないように感じます。もし良ければ、この出雲市のように福祉課のほうからそういうことに該当すると思われる世帯への案内というのを出していただけると嬉しいなと思いますので、これは要望とさせていただきます。

私も今回の介護を通して感じたことは、介護保険のサービスを利用できたか

からこそ家族が崩れるに済んだ。包括支援センター、ケアマネージャー、病院、福祉用品の業者、そして介護施設、このチームプレイの素晴らしさには脱帽でした。以前はなかなかケアマネさんに相談しても、上手くつながらないとかいうようなお話を聞いていたので、どうなのかなと思って、実際かかわったら本当にチームプレイがとれていて、何かベットの借りるときにはもう違うサービスのことをきちんと話してくれて、それを利用してというようなことがすごく感じられました。

で、いつも行われている高齢者健康広場でも熱心に話してはくださいましたが、実際本当にかかわってみて感謝の言葉でいっぱいでした。私もとてもんびりした性格ですので、ある日、主治医の先生から介護人のほうが先に死んじゃうよと言われて、びっくりして本当に真剣にケアマネージャーさんに初めて相談をしたというのが現状でした。で、それから毎日ケアマネージャーさんと連絡をとりながら介護を続けました。でも介護人の母が88歳という高齢で限界になり、父はショートステイに入りました。その間に介護認定の見直しも、これも私はしょっちゅうはできないと思っていたんですが、状態を見ながら、それから介護人の状態を見ながらということで、見直しというのが効くというのを実際あたってみて初めてわかったような次第でして、勉強不足だなというのを感じたところでした。

介護保険での利用メニューも増えて、本当に介護人も介護される側もすごく負担が軽減されたと思って過ごさせてもらいました。残念ながら父は亡くなってしまいましたが、ものすごく良い経験を家族中でさせてもらったと思いました。本当に父にかかわっていただいた方にお礼申し上げたいと思いました。

ところが、昨年政府は医療介護総合法案の中で、介護保険の制度の見直しを打ち出してきました。要支援1、2に対するサービスを市町に移行するといったものでした。本来、私が感じていた介護保険は、介護保険を受けるまでの状態をいかに維持していくかというのを一番大切な目的としていたと思っていました。でも、この部分が介護保険から外されてしまい、市町に移行されてしまう

ということは、本当に健康年齢の維持、元気老人対策の部分でどうなるのかなというふうな不安を感じます。今後、市町に移行されることでサービスの低下につながることはないか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、医療介護推進法に基づく部分で、ご質問がございました。何か問題点がないかということでございますが、田邊ひとみ議員からも同様の趣旨のご質問がございました。

ご案内のように制度改正ではですね、要支援の1、2についてデイサービスとホームヘルプサービス、この方々をですね、いわゆる市町村が行う地域の支援事業というところへですね、振り分けるといって、そういう中身のものに移行していくということです。それで目的は平成29年度までにですね、移行しようという、そういう中身のものがございます。特にそういうことが起こるといっての中で、受け皿という問題が非常に心配されるわけではありますが、町としてはですね、要支援1、2の方、これの受け皿としては明和町社会福祉協議会で受けていきたいと、委託して行っていきたいと、そのように考えておるところであります。

しかしながらですね、じゃあ問題がないのかと言えはですね、それは色々と個々の高齢者の方々の状況によってですね、色々と問題が出てくるということはあるかと思えます。特に一人暮らしの方なんかはですね、デイサービス、あるいはホームヘルプを利用されるということについては、いわゆる入浴とかですね、そういったものが主体になるのではないかなと、そのように考えております。従って、当然、介助が必要になってくるという、そういうことでありますので、我々としましてはですね、どこまでそういった状態をきちっと把握できるかというのは、ちょっと疑問なんですけれども、とりあえずその包括支援センターの中でですね、それぞれの状況に応じて個々の対応をどのようにしていくかということ、改めて検討なり見直しを行っていかねばならないのかなと、そのように思っておるところでございます。

また一方、地域包括ケアということもですね、その中に含まれているというふうに理解をしております。24時間対応、これをどうしていくのかということの中では、その受け皿というのはですね、きちっと整備、その資源としてですね、整備されていかなければなりませんけども、明和の里においても24時間体制ということではございませんし、そういったところで今後在宅サービス、訪問看護サービス、そこら辺のところをですね、どのように見直していくか、国のほうからの指針がまだちょっと届いておりませんので、我々それを受けたうえでもう一度改めてですね、そこら辺のところを検討してまいりたいと、そのように思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） 要支援1、2のデイサービスの部分を受け皿を社協へというようなお話でした。ただ、私もヘルパーをやっていたので、明和の社協のほうにはよく出入りをしていました。今も時々何うと、毎日30名から40名の方がデイサービスに来てみえる。今は明和町にはいろんな小さな事業所があって、デイサービスについてはいろんなところに分散して行っている方が見える。それを一挙に今後社協でって言われましたが、すごく私はその人数が多くなって、サービスがどうなるのかなというような不安とともに、そこに担当される介護者さんたちの負担というものも、ものすごく大きくなっていくのではないかなという感じがします。もし本当に明和町だけで受けるとしたら、私としてはもう一つ施設を明和町としての、そういうデイを受けるような施設が必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、町長はその点は不安はないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今、社会福祉協議会の明和の里でのデイサービスもやっているわけでありますが、実はですね、1箇所、前ありんこさん、障がい者の皆さんが使っていた部屋が実はございます。そこをですね、もう少し再整備す

るなり、使い勝手のいいようにですね、やり直してこれらに対応していければと、そのように思っておりますので、町として新たな施設をですね、建てていくんじゃないですね、今の明和の里の施設を利用していきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江京子議員。

○2番（江 京子） デイサービスの一つの楽しみのところには、やはりお風呂があると思うんです。やっぱり狭い家のお風呂では介助しきれない部分を、広い車イスや寝たままでも入れるお風呂が備わっているということで、家族さんもすごく喜んでみえる部分があると思いますので、サービスの低下にならないように、是非ともその点もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、色々なサービスを使ってわかったことなんですが、それは書類の多さでした。子どもが近くにいる、その書類を見ながら記入するという家族はいいと思うんですが、単身世帯がとて多くなっている中で、そのサービスの書類を持ってこられても、どこにどういうふうなことを書いていいかというのがとても難しい。同じことを書くんでありますけど、本当にたくさん同じことを何回も何回も書くというような作業が気になりました。

で、やはり老々介護で介護している方も高齢ということで、何しろ字を書くというのがとても苦手になっているのが高齢者の方だと思います。そういう時に何らかのサポートをしていただけるような方が見えたらいいなと思います。で、今いろんな地域で盛んに行われている認知症のサポーター養成講座なんですけど、これはあくまでも認知症の方に対しての自分たちの意識の勉強とか、そうお話の仕方とか、対応の仕方というのを本当にたくさん行われていると思うんですが、私はそれとともに家族側へのサポーターへの養成もして欲しいなと思います。介護の時だけじゃなくて、そのあとの、亡くなったあとの書類の煩雑さというのもすごく妙に、自分自身でやってみて、とても大変だなというのを今も現在感じているところでもありますので、やっぱりちょっとした、

明和町は窓口を受付という部分がありませんので、もし高齢者の方がいろんな書類を書いたり届けたりするのに見えた時に、こう窓口で誰かサポーター的な人がいて、ちょっと近くにいてもらうだけでもすごく安心できるのかなと、案内まではいいんですが、してもらえるような部分があったらいいなというようなことも感じたところでしたので、明和町としても窓口の案内人というのかな、そういうような役目の方を、できるような方の講座というのもしてもらえたらと思いますが、これはもう要望とさせていただきます。

で、最後に、認知症による徘徊者についてちょっとお尋ねしたいと思います。先ほども言わせてもらったように、明和町でもやはり去年、昨年徘徊の方が亡くなるという悲しいことが、事件が起ってしまいました。この間、松阪市のその認知症の方の徘徊に対する対策が新聞に載っていました。松阪が、徘徊SOSネットワーク松阪というのを6月からスタートしたというものでした。

そこで、松阪市の健康保健部高齢者支援課の担当の方のところに伺いに行きました。話によりますと、認知症による徘徊者は年々増えている中、その見守りをどうしていくか、以前から心配していたということです。そして愛知県での認知症列車事故訴訟の遺族に対しての賠償命令を聞き、担当者としてはとても焦りを感じたそうです。そこで、徘徊SOSネットワーク松阪の構築を思いついたということでした。

徘徊者の発見を登録制度にして、民生委員さんなどに情報を提供を図っていくというようなお話でした。これは認知症の方が徘徊のために行方不明になった時に、その早期発見、保護につなげて、認知症の方や家族の負担を軽くすることが目的とお聞きしました。それは地域での理解や声かけの浸透の一つと話をしてくれました。私の地域でもときどき高齢の方が行方不明になって、家族が慌てて探しているというようなことがあります。もう10年も前にもなりますが、認知症で徘徊しているお年寄りが、本当に田んぼの中を思い切りのスピードで歩いていましたので声をかけました。でも、そのときの徘徊している人の目というのはすごく据わっていて、本当に手を振れたらもうはね飛ばされるよ

うなすごい力で、びっくりしたことがありました。そういうのもあって、なかなか松阪の方も言われていたんですが、民生委員さんやそういう協力者として登録されている方でも、そういう徘徊している方とかちょっと不安だなと思う方を見かけても、なかなか声かけというのは難しいというのを言われていました。

そこで、この松阪の徘徊発見の登録制度では、靴に番号入りの反射材のシールを靴の後ろ側に貼ってもらうというような対策をとってみえるそうです。まずは家族の理解のうえで、心配になる、心配そうだなという方に登録してもらいます。その登録された方には番号を付けていただいて、その黄色い反射板のシールを靴の後ろ側、後ろからも見えるようなところに貼ってもらったり、絶対その方がお外に出られるときに持ち歩くものに、また貼ったりというような方法をとってみえるそうです。で、夕方なんかテクテクと歩いているそういう方を見かけたら、その声かけまでもしなくても、その靴に貼ってあるシールの番号さえ報告していただくと、そういうのがネットワークの中に皆さんにお知らせ願って、その方がどなたというのはもうすぐわかるような形にしてあるそうです。

で、担当者の方によりますと、やはり徘徊というのは松阪の人が松阪だけを歩くというわけではないです。で、昔から聞いているんですが、女性の方は自分が生まれ育った実家のほうへ向いて歩いていく、自分が一番幸せに育った時代に向かって歩いていくということと、男性の方は自分が一番本当に力があって仕事をばりばりしていた、そういう駅に向かって歩いていくというようなことを、よくお聞きしたことがあります。ですので、松阪の人が松阪だけ、明和の人が明和だけを歩いているというわけではありませぬので、この松阪の担当者の方が、明和でも是非このSOSネットワーク明和というのをつくっていただいて、連携をとって動きたいとおっしゃっていました。こういうこの徘徊者に対してのSOSネットワーク明和というのを立ち上げるというようなお考えはないか、お聞きします。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に関する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 松阪市のSOSのサービスなんですけども、私も新聞で見まして聞かさせていただいたところでございます。このやはり明和町の場合でも認知症の方、よく見つけられるのが伊勢のほうとか松阪のほうと町外にもございますので、徘徊によりまして他市町へ行かれた場合、広域での情報共有というのが必要になると思っております。そのために松阪市のシステムを参考にして、町としましても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○2番（江 京子） 是非とも明和でもこの取り組みを始めていってほしいと思います。そのことで家族の側もこの認知とか徘徊が特別なことじゃなくって、いろんなところに相談できるよというようなシグナルにも慣れてほしい、なったらなというふうに思います。

で、先ほどからよくお話にも出てくる包括支援センターです。包括支援センターというのは本当に介護保険の一番の砦だというふうに私は思っています。でも、この包括支援という言葉自体が一般の生活の中ではなじみのない言葉で、どうしていきなりこの包括支援センターというのが出てきたのかなというふうに、私も感じていたところです。

で、松阪の方もこの包括支援センターという、包括という言葉をどういうふうに伝えるかというのを非常に悩んだそうです。でも、もう7年目が経過して8年目に入って行く中で、いまさらこれに愛称を付けて話していくのも変だということで、この包括支援センターという相談場所の話を、その高齢者の方のそういう広場やそういうとこだけじゃなくって、各小学校にもお話に行かれたそうです。で、包括支援センターではな、いろんな多方面にわたっての相談ができる。気楽に行けるところやよというようにお話を、小学校で担当の人が一生懸命話したそうです。でも、包括支援センターなんて言葉だけではとってもわからない言葉なんですけど、子どもたちは一生懸命聞いてくれたそうです。

その中で、あるとき相談に見えた方から嬉しいお話を聞いたそうです。小学校で地域の包括支援センターのお話を聞いた子どもが、お父さんやお母さんに、うちのおじいちゃん少し心配だから地区の包括支援センターに相談に行ったらというようなことを言ったそうです。そこでお母さんお父さんもその包括支援センターがどこにあるかもわからなかったんですが、尋ねて相談しにきて良かったととても喜んでみえたそうです。

また、明和のほうでも是非とも、これは本当に高齢者の人権にもかかわる大事な部分だと思いますので、小学校なんかに話に行っても思われないで、こういう活動も明和町でもしていただけたらと思います。本当にこの第6次明和町高齢者福祉計画、第5期明和町介護保険事業計画にもあります、目指そう一緒に私らしい生活を、是非とも高齢者の方が理解して、楽しんで明和町で暮らしていけるようなところに頑張って、私たちも頑張ってしていきたいと思いますので、町も頑張って高齢者の施策のほうこれからもよろしく願いいたします。これで私の質問終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

3 番 松 本 忍 議 員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「明和町の下水道施策について」の1点であります。

松本忍議員、登壇願います。

○3番（松本 忍） ただいま、議長から登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

今回は、より快適な清潔な暮らしを築くのに必要な明和町の下水道事業の施策について、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

現在、明和町では農業集落排水事業により施工され、平成12年4月供用開始しました下御糸北処理区42.2ヘクタールと、今年4月、舗装の復旧を除き完成

し、供用開始しました上御糸下御糸処理区87ヘクタール、そしてフレックス事業により施工されました平成15年供用開始した公共下水道明和处理区145ヘクタールの3つの区域で稼働しています。

そして、今年度から新しく宮川流域下水道事業に着手しますが、宮川流域下水道事業の今までの経過と、そして今年度処理施設の増設を行うフレックス事業の公共下水道明和处理区も含め、これからの整備計画について説明をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本忍議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 松本議員のほうから宮川流域下水道事業の今までの経過と、それから現在の事業計画をというお話でございました。松本議員ご承知だと思いますが、平成4年度に明和町の下水道基本構想というのが策定されました。このときに明和町は公共下水道事業と農業集落排水事業、この2つの事業をもって整備を図ることということで、議会のほうでもお認めをいただき、それ以降、事業を進捗を図っているところです。

で、公共下水道事業につきましては平成7年度、この7年度にですね、宮川流域関連明和町公共下水道全体計画というのを平成7年に策定させていただきました。明星、斎宮、大淀の一部、上御糸地区の一部を区域として計画を定めているところです。で、ただ明和町はご案内のように宮川流域下水道事業のですね、区域の最上流部ということで、流域幹線の工事、これの到達がですね、実はその当時いつになるかわからないといったような状況でございました。従いまして、役場周辺地区の145ヘクタールにつきましては、フレックスプランというのを導入しまして、流域下水道の処理施設と、いわゆる暫定処理施設、それを明和浄化センターとして平成13年、14年度に建設をさせていただいたという流れになっております。

で、このフレックス区域である明和处理区は平成15年からですね、一部供用を開始し平成22年度より全区域の供用を開始をいたしました。しかしながらですね、ご案内のように当初計画以上にですね、この役場周辺のフレックス区域

の中には住宅が建ってきております。従いましてですね、現有の処理能力1日当たり1,100トンでございますけれども、それにもう迫る状況であります。1日当たりの汚水の流入量は今、1日当たり1,000トンに近くなってきておりまして、先ほど言いました処理能力にも限界がきているという、そういう状況にあるわけであります。

従いまして、このまままだ流域下水の基本幹線が明和处理区まで届くには、まだ数年かかるわけでありますので、今年から来年にかけて、この汚水処理能力をアップさせると、そういう計画で今作業を進めているところでございます。そういった関係の中でですね、全体計画としましてはようやく基本幹線がですね、明和町の旧の小俣のところまで来たわけでありますので、我々としては今年度、本年の5月にですね、この本来の流域計画の認可、それを受けまして、平成26年度今年ですね、測量設計業務に入っていく予定にしております。そして平成27年度から新茶屋地区におきまして工事着手をしていきたいと、同時にですね、明星の小野地区の部分につきましても、伊勢市への流入を計画をさせていただいて、伊勢市との協定を結ぶ中ですでに作業を進めているというのが現状であります。

そして、町全体の流域下水道計画は654ヘクタールでありますけれども、整備済みの145ヘクタールを除いた509ヘクタールについて、これから具体的な作業を進めていくわけですが、その509ヘクタールの中の明星地域は85.2ヘクタールでございます。これを今回認可を受けたということでございます。その中でですね、すべてすぐというわけにはまいりませんので、単年度当たり大体15.5ヘクタールぐらいを一つの整備区域の目標として、今後、整備を進めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本忍議員。

○3番（松本 忍） まずですね、フレックス事業の箇所についてお聞きいたします。処理施設の増設をするわけなんですけれども、どのぐらいの範囲でですね、

流入の増加が見込めるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 松本忍議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

明和浄化センターの汚水処理施設につきましては、建設当時の当初計画では3基の設置を予定しておりましたが、供用開始から当分の間は流入量も見込めないということから、1基のみの設置で運営をしております。その後、宅内排水の接続も進みまして、接続率も平成25年度末で92%という状況でございます。先ほど町長も申されましたが、汚水流入量が現在の処理能力近い数値まで増えておりますことから、この度、2基目の建設を行うものでございます。

従いまして、施設の増設により区域を拡大するというものではございません。しかしながら、この増設工事によりまして汚水処理能力に若干の余裕が見込まれますことから、平成26年度以降は事業計画区域の隣接地に限定しまして、汚水処理能力に影響を及ぼさない範囲で区域外流入の接続を認めております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） これで現在の能力からですね、約1日当たり400立米ぐらい上がるんですか、1時間当たり。となるとですね、全体見越すと1,000人分ぐらいですね、増加するわけなんですよ。そうすると全世帯数で5人の世帯があると、増加によって200世帯分ぐらい増加するんじゃないかと思えます。それでしたらですね、今、課長のほうから言われたの路線道路に接したお宅だけというような表現でしたね。

そともう一つ、それ以上にですね、例えば道路から数メートル、一区画離れたお宅、10メートルぐらい。そのお宅でしたらですね、本管工事を本人申請者持ちであれば、浄化槽にするか下水道につないだほうが、どちらか安いほうですね、選択できるような形でですね、それぐらいのですね、余裕というか制度つくってあげてもいいんじゃないですかね。当然、下水道につないだほうが

高くなるようでしたら、合併浄化槽のその補助を受けて、新設していただけないかと思っておりますので、このお考えどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 増設工事の処理能力につきましては、この1基目の施設は日量1,100トンの能力がございました。ただ、今回増設する施設につきましては日400立米ということで、規模を抑えております。

で、これは向こう10年の見込みで、それを処理する施設として増設するものでございまして、安全率ということで若干の能力がございしますが、その区域外の分を基本的には入れていくようには計算をされていない状況でございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） これですね、すぐは無理かと思えますけども、また今年から浄化センターのほうで増設して、余裕があればですね、1年経ったらどのぐらいの範囲で住宅のほうも増えてくるか、そんなのわかると思えますけども、その現状見ながらですね、また追加できる範囲を広げていただきたいと思います。これは要望としておきますので、よろしくをお願いします。

それではですね、次に、新規事業の宮川流域下水道事業についてお聞きしますが、平成27年度の工事で伊勢市のサービス管を利用して、新茶屋地区をつなぐということなんですけども、どの辺のあたりまでつないでいくのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 伊勢市の側の下水道管を利用する区域でございますが、新茶屋、すみれ団地及び新茶屋地区の一部を含みます2.1ヘクタールにつきまして、伊勢市の下水道施設を利用させていただくということで、伊勢市と委託協定を締結しております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） これはですね、もし新茶屋の自治会さんとどこまでお話し
てみえるかわかりませんのですけども、自治会さんのほうで区域をここまで広
げてくれと要望等があれば、それは要望広げることは可能なんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 伊勢市の下水道管の利用につきましては、地方自
治法の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。当該区域につ
きましては、平成25年12月議会におきまして可決いただきました結果に基づき、
伊勢市と委託協定を締結し、利用させていただくものでございます。

従いまして、区域の拡大には伊勢市との再協議、協定書の締結、また議決の
手続き等を再度行う必要がございます。この新茶屋地区の事業につきましては、
このすみれ団地ほかのこの地域に引き続いて実施をすることを予定しております
ので、区域を拡大する必要はないかというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。どこまで接続エリアをするかということで、
自治会のほうとはもう報告済んでいるんですか、お伺いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 昨年度、明星地区の対象の自治会さんにつきまし
ては、役員レベルでの説明会を開催させていただきまして、若干の説明をさせ
ていただいております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。役員の皆さんにお知らせしてあるというこ
となんですけども、幅広く自治会の皆さんに周知しておいたほうが、これから
の事業の進捗のほうも速やかに、またやり安くすることとしますので、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして、これから県施工の本管の関連になりますが、町として当然わかっていなくてはいけないと思いますのでお聞きしたい思います。現在、県道伊勢小俣松阪線、旧参宮街道ですが、明野の交差点から明和町に向かいます、2箇所、迂回路を伴った下水道本管の縦溝ステーションがありますが、本年度から平成32年度完成予定の区間で、どのあたりに迂回路を伴った縦溝がくるのかを教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 県が流域下水道幹線管渠の接続点として予定している箇所がございます、それが4箇所ございます。一つは県道伊勢小俣松阪線の新茶屋公民館北側の交差点付近に1箇所、それから明星郵便局前に1箇所、それからさらに行きまして、素麵坂を下った大堀川準用河川のこの右岸側に1箇所、同じく左岸側のドミール上野前に1箇所という4箇所が計画されております。

この接続点につきましては、施工時の縦溝を利用することとなっておりますので、この4箇所は縦溝の位置として計画されております。その他の縦溝の場所につきましては、今後、宮川流域下水道の事業主体であります三重県のほうが、設計業務により箇所を選定していくということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 4箇所ですね、縦溝の位置をお聞きしましたが、まず素麵坂のところ、素麵坂のところと言えばちょうど明星苑への団地の入り口になるところですね。それとドミール上野のところと言いますと、町道の明星59号本郷東野線ですかね。その辺り交差点と、場所としても100メートルも離れていないと思うんですよ。どうしてその近接箇所に、この交通安全上迂回路では安全とは言えないとか、なければなくしてほしいというような迂回路になると思いますけども、どうして近接、このような近接のところへですね、建設するのか、わかれば教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 河川を横断して下水道管渠布設するためにはですね、開削方法では施工できませんことから、通常推進工法で施工するというこ
とで、この河川の両側に流域幹線管路の接続点を配置することで、河川を横断
する必要がなくなりまして、工事費が安価になると、経済的に事業を進めると
いうことで、このような計画になっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 河川というのはほ場整備の幹線排水路ですね、あれ河川と
いうより本当に排水路というところまえ方したほうがいいと思いますので、一応
ですね、極力縦溝のステーションのほうは少なくしたほうが、事業費もそうで
すけども、交通安全上もかなり安全になると思いますので、一応ですね、また
県のほうへですね、打診していただきたいと思います。可能であれば1箇所でも
減らしてください。これ要望としておきます。

では、次の質問に変わりますけれども、平成27年度にですね、伊勢のサービ
ス管を利用して、面的整備を着々と工事は進められていくと思いますが、どの
ような自治会の順番で工事のほうは進められるのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 平成27年度から平成32年度までの事業計画につ
きましては、平成25年12月の総務産業常任委員会協議会で提示いたしました事業
計画に基づきまして、宮川流域下水道幹線道路の進捗状況に合わせて、平成27
年から新茶屋地区から上野方面に向けて順次進めていくように予定しておりま
す。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 先ほどですね、町長のほうから小野地区のほうは伊勢のほ

うと協議しているということで、言ってみえましたよね。で、私ちょっと調べて、色々調べたんですけども、サービス管のほうで新茶屋と明星の縄手のところから、新茶屋小野線のほうから持っていくようなことも、どちらが本当なんですか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本忍議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私は聞いておりますのは、小野地区の部分もですね、本来ですと、伊勢市の野村のほうにつなげるほうがですね、すごく早いわけですが、ご案内のように伊勢の野村地区は下水管の整備がされておられません。そうしますと、実は明野の飛行場航空学校のほうにですね、迂回をしていかなければならないという、そういうお話を私は聞いております。

そうなりますとですね、その費用については当然町も負担をしなければなりません。それと、いわゆる小野地区が新茶屋のほうのその管とですね、近鉄を潜ってどちらのほうか経費が安いかという、そういう計算を前の担当課長がしております、そこの部分についてはやはり推進工法で近鉄の下を潜ったほうが、こう迂回路をしてですね、そちらへ接続するよりかは安く済むという、そして管理もしやすいという、そういう報告を実は受けております。

従いまして、今回のその計画の中にですね、そういった形の中で入れていくというふうに認識をしております。ただ、詳細についてはですね、また具体的にエリアが決まり、テストが始まりですね、その中でまた色々と地元の協議もあろうかと思っておりますので、協議をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） わかりました。また小野の件につきましては、当然費用の関係、それから工期の関係色々あると、総合的な面でもとらえていただいて、また順調に進めていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、今回の計画以後についてお聞きします。まず平成33年には、南大淀へ進むか、それか斎宮のほうへ進むか、どちらかの方面だと思ひますが、

どのような事業の進め方をお考えでしょうか、町長に答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本忍議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） まだですね、そのあとをどうするかということは、具体的には検討をしておりませんが、いずれにしてもですね、この事業費の関係がございまして、どこら辺までその予算的に国の補助か、支援が受けられるのか、そういうことも含めてですね、さらに検討をしていかなければならないわけがありますが、いずれにしましてもですね、それぞれ地域での考え方もあろうかと思っておりますので、自治会のほうに入らせていただいてですね、色々ご意見等も賜りながら、事業進捗を図っていきたくと、そのように思います。

大変申し訳ないですが、33年以降の部分についてはですね、今しばらく時間的な余裕をいただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） これも私の要望になりますけども、やはり斎宮と南大淀と同じようにね、皆さん同じような進捗状況で進めていくようお願いしたいと思っております。これは本当の要望です。よろしく申し上げます。

それと次にですね、大淀地区の下水道整備の手法の検討結果ということで、先週の全員協議会で説明を受け、村松方面から大淀幹線ではいつ着工できるかわからない。明和幹線に接続する考え方の中で、大淀地区下水道整備手法の検討結果をということで報告をしていただきました。その結果、建設費、維持費を合わせたライフサイクルコストによる比較で、合併浄化槽より自然流下式のほうが安価であるという結果になっていましたが、自然流下式の概算工事費の算定はどのような手法で試算したのですか。

また、大淀地区については集落の中は道路も狭隘で、その中に道路側溝、上下水道管、また地区によって塩水の水道管、簡易水道管があります。なお、土質についても砂質などで標準の掘削では不可能であり、土留め等他地区より高い費用がかかってくると思っておりますが、どのような判定方法をしたか、ちよっ

と説明をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 先日、全員協議会のほうで報告させていただきました比較検討結果についてでございますが、この算定の基本にいたしましたのは、国土交通省整備局下水道部発行の効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアルというものを基本にしまして、建設事業費、それから維持管理事業費を算出しております。

議員のおっしゃる、そのすでに水道管の以外に塩水の管とか、旧の大淀水道の管とか、色々入っている状況も考慮しておるかということもおっしゃられましたが、標準マニュアルですので、その辺の移設、移転補償までは考慮はされておられません。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 標準の断面で、国交省のということですね。

で、もう一点ちょっと疑問があるんですけども、合併浄化槽の維持管理でですね、汚泥処理含めて1億4,700万円となっています。7人槽ですね、維持管理費は1基当たり約年間6万円と聞いてますんやけども、排水計画地区世帯は全部で計画1,400世帯ですよ。ですから、6万円の1,400やで8,400万円程度で済むんじゃないかと思えます。

で、色々ですよ、私もこの中で色々見えて疑問点がちょっと色々出てきましたんで、今日言わせていただいたんですけども、これを持って県とか伊勢市とか協議するわけですね。これからどういうふうに下水道計画の方していくと、それで色々ですよ、県とか市なんか疑義を抱かれてもあれですんで、もう一度確認して、精度の高いものを持って調査の件、伊勢市と協議していただきたいと思えますんで、よろしくをお願いします。

それでは次にですね、工事完成後の進め方についてお伺いします。

まず、工事が完成したら接続工事を受益者の負担においてしなければなりません。

ん。何年以内に接続をすればいいのでしょうか。また、標準的な引き込み工事の工事費を教えてください。なお、接続する工事の補助等はあるのでしょうか、お願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） まず、接続についてでございますが、明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例によりまして、下水道の利用が可能になった時点から3年以内という接続が義務化されております。

それから、宅内引き込み工事の標準的な金額はということですが、これにつきましては状況によって異なりますので一概には言えませんが、汲み取り便所や単独浄化槽設置からの改修は、合併浄化槽設置からの改修工事に比べて費用がかかります。当課のほうで一つの目安として把握しておりますのは、汲み取り便所からの改修が90万円から100万円程度、それから単独浄化槽からの改修が50万円から60万円程度、合併処理浄化槽からの変更が20万円から30万円程度というふうに聞いております。

それから、接続関係の補助金はあるのかというご質問でございますが、低所得者への対策といたしまして、生活保護世帯に対しまして加入金、及び受益者分担金の納付を免除しております。宅内排水設備及び下水道との接続工事につきましては補助制度はございません。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 接続に対する補助はないということなんですけども、ちょっとですね、私のほう調べさせていただきましたんですか、まずはちょっと例なんですけども、お隣の松阪市では下水道排水設備工事に伴う補助金、融資斡旋制度があります。内容なんですけども、下水道の供用開始後3年以内に行う下水道の排水設備工事が対象となっております。汲み取り便所を水洗便所に改造した下水道に接続する工事、並びに台所浴室洗面所等の排水を下水道へ排除するための排水施設工事が対象になりますと。で、補助金としては限度額30万円、

補助金の交付となる世帯は高齢者世帯、一人親世帯、障がい者世帯、以上の3世帯、その他の要件としまして市税、受益者負担金等の滞納がない方、以上の補償があります。

で、融資制度ではですね、水洗便所等改造資金融資斡旋制度というのがございまして、融資斡旋は90万円となっています。利息は0%で、償還方法は60カ月、5年間の償還がとられております。そして融資の斡旋の対象者は補助の対象者と同様となっています。

で、またですね、あと特に気がついたんですけど、志摩市さんではですね、3年間に限り費用の一部を補助するという補助制度があります。補助の対象者は個人で、市税、下水道使用料、水道料、公共下水道接続分担金を滞納していない方で、排水設備工事の検査済書の交付を受けた方で、補助対象工事は排水設備の設置工事及び設置に伴う汲み取り便槽、浄化槽の取り壊し工事、交付金額は排水設備工事金額で20万円を限度とします。

ということで、町長にお聞きしたいのですが、これからですね、補助とか融資等は行う予定はありますか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） そういう接続に対する助成金という議論でございましてけれども、これは実は平成4年のときにですね、冒頭に申し上げましたように、農業集落排水、公共下水道事業どちらかをとっていくという、そういう議論の中でですね、いわゆる加入金をどうするかという話が実は出てきておりました。

当時の旧の小俣町は2万円、鳥羽が確か10万円とかですね、そして隣の多気町は30数万円とかですね、そういったことの中でですね、色々なその助成制度を含めて、どれぐらいするのがベターかということの中でですね、明和町は20万円という加入金ですべて賄おうと、その時にもそういう助成制度等も議論されたというふうに私記憶しておるんですが、加入金そのもので加減をしていくんだからという話の中で、出発をされたというふうに実は聞いております。従いましてですね、今の時点ですでにこの事業の進捗の状況のその途中の中で

ですね、出す、出さないというのはですね、ちょっと正直申し上げまして苦しい状況に相成ります。ご案内のように公共下水道だけそういう形をとるというわけにはまいりませんし、上御糸、下御糸地区はもうすでに工事が終わって事業が完成しているわけでありまして。そういった中でですね、じゃという話の中ではですね、非常に決断がしにくいというのが現状であります。

確かに松阪市の部分については、それなりの状況報告は受けてはおりますけれども。従いまして、大変申し訳ございませんが、現時点でそのことについて補助金を出す、利子補給をする、そういうことはちょっと今のところ考えておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 町長の答弁、それは平等性に欠けていくよということですよ。農集と流域、流域のほうに補助金、これからのところに補助金を付けていくと平等性に欠けていくということと理解していいですね。

ならばですね、実は今年の4月に消費税が5%から8%に上がりましたね。で、また来年の秋には、これまた10%になるんじゃないかなと思います。そうすれば下水道のですね、農集でやったお宅は引き込み工事5%、それでこれから先10%、差額5%出ますよね。それぐらいでしたら5%程度のものなら、この額ならしょうがないと言われたらそれまでなんですけど、何らかの方法で助成してですね、少しでも早くつなぎが、できたらすぐつなぎというような体制にもって行っていただきたいと思います。下水道の場合ですね、皆さんがつないでやっとならば本当に機能が発揮できると私思っていますので、少しでもつなぎやすくなるよう、補助制度なり融資制度をまた再考していただきたいと、これは要望としてさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 消費税を引き合いに出されましたけども、これは消費税そのものは国策でありますし、そのことを引っかけて補助金を出せとかですね、

融資をせえというのは、それはちょっと論法が違うというふうに思いますので、その点だけのご理解いただきたいと思います。消費税はあくまでも消費税であって、国策でそういう形でやられたわけでありますので、それに対して補助金を出せということであれば、田邊ひとみ議員さんらが、すべての面で生活困窮者に対して色々な助成をやれというのと同じ答えになってきますので、それは少しだけ訂正というのですか、はっきりしておかないとですね、そういうことを理由にというのはちょっと私納得しかねますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

○議長（北岡 泰） 松本議員、再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 町長、それは施策によってじゃなくて、私は一つの数値としてだけです。そうとらえていただくことはできませんか。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（中井 幸充） はい、できません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 町長のほうのお考えわかりました。これ関係なしにですね、何かまた、私のその要望として接続に対する補助なり融資をお願いしたいということで、要望として終わらせていただいております。

それではですね、次に下水道料金について質問させていただきます。下水道の料金は水道の料金の使用料に従いました従量制と、使用人数で決めた人数制があります。町長も下水道料金については従量制に変えていってもらわないと理解はしておみえですが、その時期については明言してみえません。現在、明和町は人数制をとっていますが、三重県下の市町村の料金体制はどのようになっているか、教えてください。また、現在病院や店舗等営業しているところの料金はどのようにしているか、説明をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 県下の市町の状況でございますが、人数制による算定方式は、実際の排水状況と乖離している場合もあるということで、県下のほとんどの市町が従量制を採用しております。県下で人数制を採用している市町につきましては、当町を含めて1市3町でございますが、この1市につきましては市全体ということではなくて、合併前の旧町村の一部が人数制を使っていると。

それから、3町につきましては、3町のうちの1町は平成27年度から従量制への変更を予定しているという状況でございます。

それから、病院や店舗等の料金算定方法ということでございますが、店舗や事業所等の掲載につきましては、浄化槽の人槽の基づいて算定しております。人槽の算定基準につきましては、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準という基準に基づいて算定をしております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） ということは、やっぱりですね、人数制というのは本当にアバウトな感じというのがかなり含まれると、で、明和流域下水道ですね、これから27年に工事終わって28年の4月から、まず最初のところは料金かかってくるわけです。今から28年の4月であれば、農集フレックス事業等で施工したところも移行の準備ができるんじゃないかと思いますが、町内全事業、町内すべての下水料金が従量制にして、その同一料金にしていくのが一番良いとは思っています。町長のお考えをお聞きします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 料金の決め方は当初の段階からですね、従量制にするのか人数割にするのかということで、色々議論が重ねて今日まできているのは松本議員もご承知だと思います。

ですが、体制的には先ほど課長が申しましたような形でございます。で、私もですね、やはり従量制のほうが正しいのではないかなというふうな思いであ

りますので、伊勢市さん、あるいは玉城さんが従量制を公共流域下水でとっているようにですね、明和町もやっぱりそれに合わせていく必要があるだろうというふうに考えております。

従いまして、先ほど平成28年の供用開始までにということでございます。下水道協議会というのも組織しておりますので、その中でも色々と議論する中でですね、とりあえずは流域下水道は従量制をとって行って、それからあとのですね、農集の部分についてもそれに合わす必要があるだろうというふうに思いますので、その点については実際の下御糸、上御糸地域で、そして下御糸の北処理区で農集を使用している皆さん方にですね、きちんと理解を求めていく、そのことは必要だろうというふうには考えてます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 宮川流域の28年度からののは、もうおそらく従量制ということで理解してよろしいですね。ほかのですね、農集、フレックスにしてもそうですけど、速やかに従量制に移行するよう強く要望しておきます。よろしくをお願いします。

それでは、子どもから高齢者まですべての町民の皆様が安心して暮らせます住みよいまちづくりをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、松本忍議員の一般質問を終わります。

1番 奥山幸洋議員

○議長（北岡 泰） 5番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「まちづくりについて」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

○1番（奥山 幸洋） それでは、議長より登壇のお許しをいただきましたので、

通告いたしましたまちづくりについて、一点は防災について、もう一点は明和町公共施設等事業についての取り組みについて、お伺いをします。

平成26年3月には、三重県から三重県新地震津波行動計画、三重県地震被害想定結果数値と、また新被害想定結果ハザード関係の概要について、ほかにもございますが、発表されました。

次に、平成26年3月には、三重県防災対策部から発表されました地域被害想定結果数値等からの明和町の項目について、お伺いをします。三重県防災対策部発表の地震被害想定調査結果の明和町の災害の震度が5ケースございます。南海トラフ、理論上最大で7、南海トラフで過去最大で6強、養老桑名四日市新断層帯で6弱、布引山地東縁断層帯から東部6強、それで頓宮断層で5強と、明和町は震度6強が想定されております。

また、過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における20センチ津波、津波注意法基準の最下位値、到達時間は評価点において到達するまでに要する時間は、おおむね明和町笹笛川で27分、大淀漁港で22分とされています。また、過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における最大津波高は、笹笛川で5.2メートル、大淀漁港で5.6メートルとされています。明和町の過去最大クラスの南海トラフ地震における建物被害の全壊喪失棟数、冬の夕方発災という想定ですが、揺れによるもの約400戸、液状化によるもの100戸、津波によるもの1,100戸、火災によるもの10戸で、合計1,700戸の被害が想定されています。

今回、想定される理論上の最大クラス南海トラフ地震における建物被害の全壊喪失棟数の最大値は、揺れによるもの約4,300戸、液状化によるもの600戸、津波によるもの800戸、火災によるものが10戸で、合計5,600戸の被害が想定されています。

防災については明和町の場合、第5次総合計画実施計画により計画的に進められています。平成26年度の防災に関する主要事業として、地域防災計画の取り組みは効果的な防火活動を実施するようにすることが重要です。明和町の考

え方をお伺いいたします。

また、自主防災活動支援事業につきましては研修会、今までにも研修会、防災訓練等の支援状況、また機材等の助成については、災害時の備えとして必要なものでございますが、助成状況をお伺いします。

それと、次に木造住宅、これは耐震診断でございますが、特に地震で家屋の倒壊を防ぐことから生命財産が守られます。大切な事業であります、普及率をお伺いします。

次に、緊急避難場所として大淀小学校、下御糸小学校、イオン駐車場等緊急避難場所として確保進められておりますが、三重県が発表した津波到達浸水予測時間分布図明和町を見ますと、津波到達時間が約20分予測もあり、地域住民の緊急避難、高齢者、要介護者、子どもを考えると、大淀地区、下御糸地区に車イスでも上がれる避難タワーの設置が必要と考えます。町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、奥山議員のほうから三重県のいわゆる今回発表されました色々な被害想定調査結果に基づいて、ご質問をいただきました。ご案内のようにこの三重県の想定はですね、過去最大と、それからいわゆる理論上最大という二つのケースでもって色々な指数を示されているところであります。一つの指標として我々としましては、過去最大、いわゆる歴史上、今まで起ってきた大きな地震、大地震、そこら辺のところを一つの指標として防災計画の見直し等々を行っていかうということでございまして、理論上の最大クラスの南海トラフということは、少し色々な対策からは少し外してという考え方でございます。

その中で、色々ご質問をいただきました。平成26年度の防災に関する主要事業のということでございますが、特に今までも私ども申し上げておりますように、まずはその地震対策ということを主眼と置いておるわけですが、特に私が平成23年からですね、こう自主防災活動というのを何とかならないか

ということで、それぞれの自治会なり地域にお願いをして、組織化をしていただいております。上野の自治会さんは早くからですね、その対策に取り組んでいただいておりますが、要はですね、地震が起こった場合に我々行政や消防、あるいは警察が即座にですね、その駆けつけられるかという点でございます。

そういったことからですね、やはり初期の災害時の初期の段階は、やはり地域の人たちがそれぞれ助け合っただけで、そのための自主組織というのをですね、何とかしていただかないと消防力、あるいはそういった人材も含めてですが、なかなかその公的な人材派遣できないという、そういう視点からですね、お願いをしてきておるところでございます。

それぞれご質問のあった詳細の部分につきましては、防災企画課長のほうからですね、詳しく答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

何点かご質問いただいたわけでございます。まず、26年度の主要な施策につきましては、田邊ひとみ議員の中でも申し上げましたとおり、5つの主要な柱をもちまして説明させていただいております。それプラス26年度ではですね、津波避難の行動計画強化地域の指定といったこともございます。そういった中で、津波避難緊急事業計画を策定いたしまして、ハードウェアの対策についても実施を進めていくという考え方がございます。

それと、2点目の自主防災組織についてでございます。この事業につきましては、平成23年度から町長の考えのもとにですね、進めてまいりました。で、助成状況について申し上げます。平成23年度につきましては13自治会、963万4,000円について助成しております。また24年度は4自治会、313万2,000円、平成25年度は3自治会、214万9,000円、3年間の間で計20自治会に対しまして1,491万5,000円の助成をさせていただいているところでございます。

また、本町の木造住宅の耐震化率についてでございます。これはちょっと2点ほど考え方ございますが、26年1月1日現在の固定資産データから基づきまして、一つの建築基準法の中での新耐震、旧耐震という区分けをいたしまして、判別をさせていただいております。その中で52.5%が耐震基準を満たしているだろうと、新耐震基準になっているということで判断をいたしております。このことにつきましては、平成24年度と25年度に地域防災懇談会、大淀地区、下御糸地区、上御糸地区でアンケート調査をさせていただいております。その地区の、各地区のデータも大体50%前後、50をちょっと超えるぐらいといったこととございまして、これを本町全体の耐震基準、50%ちょっと出ているかなというぐらいであるというふうに判断をしているところでございます。

また、私ども木造住宅の助成制度の状況でございます。この制度を利用した耐震化の取り組みにつきましては、耐震化診断のご利用が353件、これは平成15年度から25年度までの10年間でございますが、353件となっております。また耐震補強の計画補助ということで設計のほうでございますが、ご利用いただいたのが7件、これは平成20年から25年の5年間でございます。また耐震補強工事補助ということで7件のご利用をいただいております。これも平成20年から25年の5年間でございます。あと耐震部分補強ということで、また全体を均すんではなしに、かすがいなり色々筋交いなりを入れて部分的に補強するというようなこともですね、3件、平成20年度に3件の補助を行っているという状況になっております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） 想定の方は町長のほう、今のところ考えてないということですので、それはそれとして理解をさせていただきます。

それで、自主防災組織につきましては、私も非常に重要な取り組みだというふうに考えておまして、町長、申されましたのですが、今までの災害におきましても地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した例や救助活動

を行い、多くの人命を救った事例が多くございます。地域における自主的を防災活動の大切さが、改めて認識されています。しかし、各住民がバラバラに行動しては効果がなく、逆に混乱させる恐れがあります。

そこで、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうという、連帯意識を持って自主防災組織を結成し、日ごろから災害時における役割分担を決めておき、防災機材を整備し、防災訓練を積み重ねておくことが必要かと思うわけですが、そこで、今お聞きしたのでいきますと、まだまだ自主防災組織の普及を図っていかないかんというふうに思うわけであります。

で、これを図るということは、防災意識の高揚にもつながっていくというふうに考えますので、今後、この5つの柱の中で1番目に防災の耐震対策ということ言われておりますので、もしですね、ここら辺の町各自治会があるわけですが、20自治会ということですので、100自治会近くありますので半分にも、まだまん3分の1にもいってないというふうな状況ですので、ここら辺についてはですね、これから積極的にPR等進めていただきたい、取り組みをしていただきたい。1番にありますので、やっていただくんだと思いますが、そのようなことでお願い申し上げたいと思います。

それから、耐震診断につきましては、大きな地震があっても自宅に住み続けられるよう住宅の耐震性を高めることが求められております。特に将来発生すると予測される南海トラフ地震では、住宅の耐震化など適切な対策をすれば大幅に被害が減らせる、減災ができるというふうに言われているわけですが、耐震化について考えるための第一歩は、家の調査をすることであると思います。その結果によって家を丈夫にする、地震に負けないようにするといった家の耐震化補強することになるわけですが、町の場合はまだこれについてもPR、これ住民の方がどのような考え方でみえるのかわかりませんが、これもまだまだ非常に町の方が、町のほうで一生懸命やってもですね、取り組んでいただけない。

で、東北の地震を踏まえて、皆大変なことはわかってみえると思いますので、

私が思いますのに、行政側のほうがもっともつとつとですね、町民のほうにですね、PRをしていただくというのが、非常に重要なのかなというふうに思っております。で、ここら辺で、この自主防災、耐震の診断、まず診断をせんことには私いかんと思いますので、ここら辺の、この26年度に今これから取り組まれる計画もあるわけですが、今、私がお聞きしたいのは、ここら辺の二つが非常に重要なかなというふうに思いますので、特にここら辺のところでお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 減災という視点でですね、いわゆる建物の診断、先ほど課長が申しあげましたように、やはり建築基準法の前と後というとなんやらですが、そこら辺のところでもまだまだ必要性というのが、十分にあり得ると思います。

そういう意味でですね、減災という視点でですね、何とか住民の人にやっぱり気づいていただくとか、理解していただくということが必要であろうというふうに思いますので、そこら辺についてはこれから耐震診断のほうをですね、もう少し力を入れていきたいと、そのように思います。

それから、自主防のほうもですね、合わせてやはりまだまだ20自治会、組織的には色々あるんですが、ただ、なかなかですね、じゃあ自ら立ち上がってやっていただくという方がですね、なかなか自治会の中で難しい部分も何かあるそうではありますが、先ほども申しあげましたように、初動時の体制の中ではどうしても我々必要だというふうに思いますので、さらに今度の色々な防災対策の中でですね、この2点についても精力的に進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） はい、ありがとうございます。是非とも100%目指して取り組んでいただきたいと思います。

それで、耐震化につきましては56年5月31日の耐震基準で、色々ご説明いただいたわけですが、もう一つですね、小学校、中学校の耐震補強はやられておると思うんですけども、あと保育所、幼稚園、コミュニティセンター等公共施設ですね、耐震化の状況というのをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 明和町の公共施設の耐震化についてはですね、全施設について耐震化はなされております。ただ、昨年公共施設整備事業の中で、明和中学校の耐震診断を基にしますI S値という値がですね、1.0を下回っている部分の棟が2棟あるということは事実でございます、一応のブレス工法なり何なりの耐震化はなされております。ただし、そのI S値を下回る部分が約2棟なり何なりあるというような状況にあります。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。このI S値というのは2棟あるということですが、これは建物は今後それはそのままに、ありますということなんですが、そのまんま置いておいてよいものなんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ちょっとすみません。部局を飛び越えてちょっと答弁言わせていただいておりますので、I S値を下回っておるということで、求められるI S値はもっと高いって、それ以上のものがございます。

ですが、現在、中学校の耐震化をどうしていくかということで、建て替えの話とか色々の話が計画なされているところでございますし、現在の状況の中でですね、耐震化の工事も済んでいるといったことから、即座にその建物が倒壊するというような状況にはないと、大きな壁、あるいは天井の崩落、そういったガラスの飛散とかいった部分の危険性は伴うかもわかりませんが、倒壊するという部分の数値を示しているものではないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） はい、ありがとうございます。当面は心配することはないということです、早いほうが良いというふうには考えますので、早い対策をしていただくようお願いをいたします。

それと、明和町の海岸線堤防から下御糸漁港、大淀から下御糸漁港、この間も西南海岸私も行かせてもらったんですが、できたということで県に引き継がれて、堤防のほうは完成したわけでありましたが、明和町、町長も言われておりましたが、3河川、祓川、笹笛川、大堀川というふうにあるわけですけども、河口の出口のところなんですけども、前もちょっとお話をさせていただいたんですが、この堤防はもういいと思うんですね。特に私も行ってお話を聞きましたんですけども、これは祓川ですね、祓川でこの曲がった部分、水が入ってくるとここへ来て、こっちへすぐ流れないと、こっちへ押すということになると、ここは決壊するということで、ここら辺の海拔は5メートルで堤防は6メートルということなんです、ここら辺のところは非常に私もずっと見てきたんですが、堤防のうちはオーバーレイじゃないんですけども、舗装、部分部分で傷んでおるとかしてされておりました。

で、法面のところはやっぱりこれできて多分50年ぐらい経過しておると思います。で、法面段差があるんですね。ですので、見とらんでわかりませんが、潜ろうとか何らかの異常が起っておるというふうには私は思います。それで、このところの改修をね、早くしていただきたい。

また、笹笛川についてもあるんですが、このやっぱり入っていたところのこのカーブ、このところの補強というのは、やっぱり非常に重要だと思います。ですので、ここら辺の取り組みをしていただきたいと思います。

それで、県のほうへもちょっと行ってきて、県土整備部のほうへ行ってお聞きをしてきました。そしたら三重県の河川整備戦略というのがありまして、これに載ってないと防災で特別になれば別なんです、笹笛川は掲載されて近鉄

の踏切まで完了というふうな形で掲載をされておりました。ところが、前にもお聞きしておるんですが、これには祓川のこの対策というのは掲載をされていません。

ということは、お話によるとすぐには、まずこれに載るのが先やというようなお話でございました。町長さんも陳情にも来ていただいておりますというお話も聞かせていただきました。西場先生も来ていただいておりますというような聞いたんですが、残念ながらこれには載ってないということですので、取り組みを陳情等お願いしたいと思います。

それで、ちょっと調べてみまして、平成25年の6月21日に、町長さんと知事さんの1対1の対談がございました。で、このときに明和町長は、堤防等の空洞化調査の結果及び早期改修についてとですね、伊勢街道、県道伊勢小俣松阪線の景観整備についてということについて、対談をされております。で、その中で、町長が質問されてですね、言われておりますのが、これは知事のほうですが、空洞化についてはすぐにやらないといけませんので、25年度に対策をやりまします。それ以外に笹笛川と祓川の損傷部分4箇所と8箇所ありましたが、これは県全体では183箇所、県管理のところでありましたので、これは183箇所であるので、明和町をいつできるかということとはなかなか申せませんが、何らかの形で183箇所の中で、なるべく早くしたいと思っておりますので、補修や損傷している部分の対策をするよう考えていますと、申し上げた笹笛川4箇所、それから祓川の8箇所と空洞2箇所は、今後やるということで考えておりますというふうに言われております。これインターネットでも公開されております。

海岸堤防のほうですが、県全体で200箇所やるかたでおりますが、海岸下御糸地区の老朽化対策の関係では、西南海岸の11キロが25年度に直営の事業で整備完了する予定ですので、その後の老朽化対策事業について、26年度から進めていく予定でおりますと、知事は町長、そうやって言われています。

また、詳細をこれから建設事務所等から相談させていただきたいと思っておりますが、今のところそういう予定で考えておりますということでは言われておりま

て、25年の6月でちょうどもう1年ぐらい経っておるわけです。ですので、新年度からいきますと経っていませんけど、対談終わってから1年ぐらい経っておりまして、ここら辺の対策については県土整備部の予算も25年度では出されておるわけですが、どれが入っておるか分からないというところもあるんですが、1年ぐらい経過しておりますので、もし町長さんのところへ、何からのお話があるのであればお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先日、伊勢湾西南海岸の完成式で知事のご挨拶の中にですね、いわゆる奥山議員がご指摘のその海岸堤防等のその対策についてのご挨拶の中でですね、お話が実はございました。私もですね、鈴木知事が就任されて、その1対1の対談ということで、23年、24年、25年とですね、それぞれ行われたわけでありまして、その中でもご指摘ありましように、海岸堤防の空洞化調査ということについて、その対応をとということで迫ってまいりまして、そのご挨拶の中ではですね、一応、庁内で調査をした結果ですね、脆弱箇所12箇所確認しているという報告をそのとき行いました。

で、平成25年度はですね、空洞を確認した箇所を含めて笹笛川が1箇所、祓川が2箇所、その対策を行ったということでございます。ただ、12箇所のうちの3箇所しか済んでおりませんので、あとの9箇所につきましてはですね、引き続きやるということの中で、それぞれ26年、27年でなっとか完成させていきたいという知事のお話で、計画は28年度までですが、前倒しでっていうお話をそのとき知事の挨拶の中でいただきました。

そして、県のほうからでもですね、そのように一応空洞化のほうについては、一応対策が済みまして、ただ、ご案内のようにこの南海トラフに対応したですね、その全般的な三重県のその海岸堤防の再整備と言いますか、防災対策というのは、なかなかちょっと正直なところはまだまだ手が付けられていないというのが現実であります。先ほどお話にもありましたが、海岸の堤防の高さと河川の堤防の高さは若干河川のほうが低いという、そういうお話もいただいて

おります。せっかく海岸堤防が整備されてもですね、河口から津波が押し寄せてきたら当然溢れていくという、そういう状態も起こり得るわけでありますので、その点は県の皆さん方もご承知の話でございまして、それらの対策というのは改めて防災対策、三重県として取り組んでいくという、そういう回答等をいただいておりますので、今日のところはですね、そういう形でご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。1日も早い着工を要望していただきたいと思います。

それから、最後の質問になるんですが、明和町の公共施設等整備事業ということで、今までにも何回となく委員会、全員協議会でご説明をいただいておりますが、この用地につきましては役場の敷地、防災センター、広域明和消防の用地、あとはJAさんの用地、あとはABCゾーンで、ほかの用地あるわけですけれども、計画についても委託に出されておるといふふうにも聞かさせていただいております。この各ゾーンの現在の一番新しいと申しますか、今現在の状況、施設をどのように配置をしサービスをしていくのかと、また各それぞれの施設のゾーン、資料にはABCと書いてあったわけですけれども、そのゾーンの運用はどのようなお考えであるのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在のところですね、Bゾーンと申しますか、JAのほうにはご理解をいただいて土地の売却をさせていただきました。残りのところにつきましてはですね、やはり我々もどのような活用をしていくかということの中で、平成26年度でですね、具体的な計画を詰めていきたいと、そのように思います。

で、計画だけではなしにですね、事業手法という形の中で財政的な問題もありますので、我々としてはなるべく負担のかからない、後年度も含めてですが、

そういった事業手法ベストなやつを見つけていきたいと、そのように考えておるところであります。

その他それぞれのゾーンの考え方につきましては、今まで委員会等々でも報告をさせていただいておりますけども、私としましてはですね、庁舎は別としましても、今言われておりますその災害に対する防災センター的なものをですね、これはなるべく早くですね、財政いかににかかわらず、これはもう町民の生命財産を守るために必要不可欠な拠点となる施設でありますので、そういったところからですね、具体的な考え方をお示しができればと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） はい、できるだけ早くということで、私もこれにつきましても早い運用開始をしていただきたいというふうに思うわけであります。

で、この用地ですね、先ほど町長は防災センターということをメインに申されたわけですが、あとですね、今までの話の中で役場の庁舎、これも私は非常に構造的にですね、私は非常にそういう強いような状況ではないというふうに考えておりますので、1日も早くですね、丈夫な庁舎をつくってですね、防災のセンター的な機能を果たす役割があるというふうに考えております。

それと、もう一つですね、やっぱりこんだけの広い用地ですので、明和町のね、いろんな施設があります。例えば、まだJAのほかにここの役場の側には商工会もありますし、明和の土地改良区もあります。やっぱり総合施設としてね、そういうふうな行政機関の事務をね、ここのところへ来ればすべて終われるというような考え方をさせていただいてですね、総合施設的な場所にしていただきたいなというふうに考えるのですが、そこら辺で町長のお考えお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おっしゃるとおりにですね、商工会さんにおかれまして

もですね、この役場の同じ敷地にございます。で、将来ですね、中学校の整備という形の中で役場、隣のJAさん含めて、手打って商工会さんだけですね、ここに残るといふわけにはまいりませんので、そのことにつきましてはですね、庁舎の整備と合わせて商工会さんも入るように、入るといふか、一緒にですね、考えていきたいと、そのように思います。

また、改良区さんですね、今、担い手センターということで総合グラウンドの端にあるわけですか、我々土地改良の部分では密接な連携をとっていかなければなりませんので、合わせてですね、商工会、あるいは土地改良区、ほかにですね、また必要であればそういったものを総合的に取り入れた形の中の庁舎整備というのを念頭に置いてですね、ご提言ありましたような形の中で進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。是非ともですね、そのような方向で検討していただいでですね、少しでも町民が使いよいこの施設用地にしていただきたいと思います。

あとですね、これをつくる時に他所の市町のところを見せていただきますと、当然議会のほうへもご相談をいただくということで、あと町のほうへもね、こういうのをつくりますよということで、公示するだけじゃなくてね、実際に入ってね、こんな考え方をしますよというようことを取り組んでみえるわけですが、そこら辺のところのお考えは、町長いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私もですね、聞くところによるとというのですが、ちょっと例、市町の名前忘れましたが、いわゆる庁舎建設につきましてはですね、住民の意見を聞くという形で、こう何というのですかね、建設委員会的なもので幅広い方々に寄っていただいて、どういう施設をつくるかという意見を聴取したという、そういうところがあるというふうには聞いております。

ただ、町がこれから進めるにあたってはですね、どんなふうな形をとるかは別としてもですね、多く幅広い皆さんの意見を聞く必要があるだろうと、我々だけの建物ではありませんので、町民の皆さんが使い勝手のいい建物を目指すということであれば、多くの人の意見を聞く必要はあるというふうには認識をしておりますので、いずれの機会か具体的になりましたら、そういう機会を設けていきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） ありがとうございます。1日も早いですね、安心安全のまちづくりを進めていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

3時まで。

（午後 2時 50分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 00分）

○議長（北岡 泰） 6番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、「防災避難施設について」の1点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

○12番（田辺 泰宏） ただいま、議長より質問の許可を得ましたので、ただいまから田辺泰宏の質問をさせていただきますと思います。

さて、明和町における防災避難施設につきましては、もう今から数年も前から、この町挙げてですね、色々の方面から研究をされ、あるいは色々のところに調査を依頼されて進めていただいていたまいりました。そのことにつきましては、いまさら申し上げるまでもありません。ただ、3年前の東日本大震災までは、このような海岸に面した地域のある明和町も、地震による津波の防災避難についても、今ほど深刻に考える必要もないと考えていました。

ところが、東日本大震災を大きな震災の基準として考える必要に迫られ、全国各地で防災や避難についての住民の意識が専門家の情報によって確率の高い方向に向けられ、それに対応するため、全国の各地の自治体が独自の防災や減災などの避難対策に迫られているのが現状であります。

さて、そこで明和町も例外なく、この3年間で特に大淀やその他の海岸線に近い地域住民に対して、南海トラフを震源とする地震に対する対策として、どのような防災対策を講じてこられたのか。町民が理解できるように納得のできるような説明を、まず今までのまとめとして町長にお願いをしたいと思います。よろしく願います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

明和町の地震津波の防災対策について、ご質問をいただきました。田辺議員がおっしゃられたようにですね、東日本の大震災2011年3月11日に発生しました、この東日本の大震災、これは想定を遥かに超える甚大な津波被害が広範囲に発生をしました。日本各地、特に東北の沿岸部における部分、そして日本全国、

この沿岸物における津波対策の見直しというのは国を挙げての対応と、そういうものが求められるということに相成りました。

明和町はご案内のように、伊勢平野の南部に位置をするわけでありまして、ご案内のように平坦地が広がるといった地形でありますので、津波避難の際には非常に困難が予想される地域となります。それとですね、各議員からご質問がございましたけれども、東日本の大震災の際にですね、伊勢湾に津波警報が発令されたにもかかわらず、町の沿岸部に見えました多くの方、避難勧告を行ったにもかかわらずですね、ほとんどの住民が避難をしなかったという、この津波避難行動をうながすですね、この啓発のあり方、そういったものがですね、この東日本の大震災から課題として浮かび上がってきたところです。

そのようなこともございましてですね、平成24年度から大淀地区、下御糸地区の沿岸部におきまして自治会長さん、あるいは民生委員さん、消防団、小学校、保育所、幼稚園等のこう代表者からですね、皆さんにお世話になりながら、地域防災懇談会というのを設置をしまして、その中からですね、さまざまな意見をいただきながら、防災対策を進めていこうということで、平成24年、25年、そして今年もですが、現在取り組んでいるところでございます。

特にですね、津波対策につきましては、津波の浸水を防ぐ施設や避難するための施設、いわゆる一時避難所の避難タワー等々などのハード対策というのが、どうしても必要ということでございますが、そういったハード対策に加えてですね、住民自らが地域でお互いに助け合いながら適切に避難する。要援護者のお話も先ほど来の質問で出てきておりました。そういったソフト対策、それらもですね、必要になってまいります。そしてハード対策とソフト対策は独立したその対策ということで実施するのではなく、お互いにですね、関連させる中で実施していかなければならない。そうでなければ大きな効果が得られないというふうに考えておりますので、住民の皆さん、先ほど言いました懇談会のメンバーの中でもですね、色々ご意見を賜る中で皆さんの意見をこれからの施策にですね、反映させる中で減災対策、防災対策を進めていきたいと、そのよ

うに考えて、現在のところ取り組んでいるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） ただいま、町長さんがですね、今までの明和町の防災対策について、あるいはこの東日本ですね、大震災を基にしたソフト面、あるいはハード面が一緒にですね、対策を講じていくことが必要であるというふうに申されましたが、私はこの明和町の防災対策はソフト面ばかり先行して、ハード面がほとんどあとについていないと、そういう明和町の防災避難対策であるというふうに、私自身は断言をしたいと思います。

このハード面におきましては、ひところその防災タワーというのが全国的にこの人気を呼びましてあちこちに、特にこの辺では志摩とか、あるいは錦タワーとかいうのがございますが、それに従って明和町も去年あたりに防災タワーを建てるんだという話もありましたが、いつのまにかその話は消えてなくなりました。これについては私はむしろその防災タワーがつくらなかったほうがいいと思います。ということはまた後ほど申しますが、防災タワーでは収容人員が限定されてます。しかも、そこへ逃げて登った方だけが助かる。登れなかった人はもう助からないと、もうこういうですね、不公平な避難施設ではこれいけないと思うんです。

そこで、私は次に述べますが、この場所をですね、よくお考えだと思っておりますが、この明和町の大淀地区でも昼間の人口は約2,500人おります。この中で、もしここに津波が先ほどもありましたように、6メートルぐらいの津波が押し寄せてきた場合、もう簡単にこの明和町の大淀の海岸の堤防を越えてまいります。しかも、そのスピードはですね、ジェット機のスピードと言われているぐらい非常に早いんです。だから、これもまたあとから出てまいります、とにかく逃げてくださいということでは、どんだけ、どこへ逃げても、逃げるのは避難場所でない限り、これは絶対無理。明和町のような平坦地が長く続く中で、23号線へ逃げてくださいと、あるいはイオン明和に逃げてください、そういう

避難勧告、いわゆる避難指示、こういうことがいつまでも行われているということは、明和町の私は防災対策の大きな大きなですね、遅れであり、欠点であると思うんです。

このことで町長にもう一つお尋ねを申し上げたいのですが、どうしてですね、今までそのような防災タワーはもう私も今申し上げたように限度があって、全部逃げられません。全員がですね、安心して命が助かる、逃げたら助かるというところをお考えにならなかったのか、それがまずお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 先ほどのご質問の中でですね、昨年度、防災タワーの建設について町が動きを始めたというようなご質問があったようでございます。そのような事実ございませんし、今年度から地域防災懇談会の中で、どのような避難施設がいいのかといったことを、懇談会を通じて計画をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

そして、今までどうしてそういったハード施設に対して整備をしてこなかったのかということですが、先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、2011年の3月11日の伊勢湾に発令されました警報の中、逆に海へ向かう方がおられた。どのような津波が来るんかというようなことをですね、逆に確認しに行ったといった状況もございます。そういった事例もございまして、明和町としては津波避難に際する、やはり住民の意識、ここから変えていかなければですね、東日本大震災中のマグニチュード9クラスの地震がきた場合、大きな人的被害を被るというようなことから、まずソフト対策を先行しながら、今年度からハード対策、こういったことを進めていこうということで、事業を進めているところでございます。

町としてですね、とにかく三重県の調査結果にもございますとおり、ビジョン調の最大クラス、こういったものについてはやはりソフトウェア、ソフト対策ということで逃げるということを主眼に置いていかなければならない。また、

過去最大クラスであれば今までの海岸堤防とか、そういったものでの減災を講じることも可能である。そういう二つの考え方を組み合わせながら、現在の防災減災対策について進めているというところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） 私この防災について、色々と回答を聞いておりますと、ともかくソフト面で、はっきり言うてですね、こっちのほうへ逃げてくださいと、こっちへ何時何分までにできるだけ来てくださいよとか、あるいは逃げる場所を指定しながらですね、全く避難場所へ来てもらえなかったということ、かなりですね、住民の意識が低いんだということで、まだまだソフト面をですね、強化しなければならないというような、そういう判断を防災課長も町長もされてみえると思うんですが、これは私はね、いつまで経ってもそんなこと言うておったら始まらないと思う。それはそれでその時のですね、意識がまだその時はできていなかったと思うのですが、現在に至っては、それはもうやっぱり命が惜しかったら誰でも逃げるところがあれば逃げたいんです。

ところが、当時はですね、何にもない。今もありませんけど、どこへ逃げたらええのやと、ただ道のほうへ走れというだけやったら、こんなえらい目してそんなとこへ行きたないということが、訓練でありますからね、本音やと思うんですよ。ということで、そういうソフト面をですね、どうしていつまでもいつまでも住民がそういうことに従わなかったから、まだソフト面が足りない、そういうことをいつまでもソフト面を完成してからでしかですね、何かハード面に移れないというような私は今、そういう感覚をですね、どうもこの明和町の防災対策については、そういう感覚でずっと私は感じておりますけど、もういよいよですね、そういう時代やないんです。もうそういう時間はないと思うんです。もう早いこと、もうソフトは卒業してハード面を対策をしない限りはですね、明和町のこの海岸線に沿った住民の命は保障されない。またあとから

出てきますが、非常に厳しい言葉で色々の研究者がですね、明和町のことを発表している部分もございます。

ということで、やはりですね、もうソフト面、ソフト面は卒業してほしいと思うんですが、もう一回ですね、その何でここまでソフト面も充実して、しかもソフト面が充実されておるんかと言うたら、ただ、ただ、そこへ集まってもらえなかつただけですよ。そのほかに海のほうへ逃げてったと言われますけど、それはもう何かの間違いで、ただ海を見に行っただけのことであってですね、防災意識がなかったと思いますが、そういうことじゃなしに、やはりもうそういうことは卒業して、そこへ集まらなかったということは、もうとうに飛び越えて、町はですね。ハード面をやらないかん時代であると、そういう時期にきているのに、まだまだ何かもう少しハード面、ハード面というて、まだハードにこだわっておられるようですが、この点はもう少し進歩発展をしていただきたいなと思います。

そこで、次のほうへいきますが、避難対策の指示として指導してきましたけれども、この地域住民の大半の意見は、とにかく逃げてくださいと言ってるが、どこへ逃げたら命が助かりますかと防災担当者に聞いたら、23号線から役場、またはイオン明和に逃げてくださいと聞いていると言ってます。ところが海岸近くの住民の大半は実際に津波がですね、来なくても非常に距離がありますから、23号線まで。イオンはもちろんのこと、津波が1メートルでも住宅の近くにやってまいりましたら、23号線までとても水の中をですね、逃げることはできません。明和町のこの防災避難指示は間違っていると思いますが、どうしてこのような平坦地を長い距離であり、常識的に逃げられないと思われるような避難指示で海岸地域の住民に対する安全対策、これが安全対策であると防災企画課はですね、考えてみえるのか。これをですね、町民が納得できるような説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ご質問の中に、とにかく逃げなさいというよう

なことを防災企画課が申していると、考えているというようなことでございます。私どもが言っている逃げてくださいの言葉には、その言葉の前と後ろに意味合いを示す言葉がございます。とにかく逃げてくださいだけで切りとられてしまいますと、私どもが思っていることとは違うことにとらえられてしまうわけでございます。

この意味合いと申しますのは、昨年度、明和町津波避難マップというのを作成しまして、この中に詳しく書かれておるわけでございますが、一つは個人個々の体力や災害の状況に合わせて、津波避難目標ラインを目指すのではなく、津波緊急避難所を目指してくださいといったこと、もう一つは、お年寄りや体の不自由な方はご自身で歩いてみて、そのルートと合わせて実際の所要時間を実際に確認しておいてくださいと、この津波避難マップでもお願いしております。

次に起こる地震と申しますのは、これはどんな大きさなのか誰にもわかりません。次に起こる地震が過去最大クラスであれば、堤防等のハードウェアでの対応も可能となりますが、東日本大震災級の理論上最大クラスの地震であれば、これはもう逃げるしか手はないわけでございます。どういった地震だったのかは、これはあとにならなければわかりません。ですから、現在発表されている国、県の想定にかかわらず、自分のベストを尽くして逃げてくださいということを、私どもはお願いをしております。

平成26年3月、この3月に三重県が地震被害想定調査の過去最大クラスの結果を発表しております。明和町は震度6強、20センチの津波到達時間は大淀港で22分後、笹笛川で27分後、最大波が来るまでには60分前後の所要時間がある地域でございますので、その時間内での避難計画をお願いしているわけでございます。

ですので、とにかく逃げてください。これはもう確かなことなんですが、熊野、尾鷲、5分で最大波がやって来るような地域ではございません。海面の潮位が20センチ上がる。この場合の時間が22分、26分といったことでございます。

最大波が来るまでの避難行動を起こせる時間に、時間帯に、それぞれの避難行動を移していただく、これがもう重要なことであると考えております。

ですので、どのような施設に逃げなさいといったことは、防災企画課からは指示をいたしておりませんし、そういった津波の緊急避難施設、それぞれの避難計画に合わせて対応をお考えいただき、避難行動を移していただくということをお願いしている状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） やはり、やっぱり今、防災課長が中心になってやってもらっておりますけど、この私が言う、とにかく逃げてくださいの前に付けるのが、その状況によって、あるいは体力によって、避難場所を目指して逃げてくださいと、こういうことであると言われました。しかも、22分ぐらいで。

これについて、22分ぐらいでどこまで行けますか。その後ろからガバッと7メートル、6メートルの津波がやってきてどこまで行くんですか。明和町の役場まで来るかもわかりません。それを23号線まで逃げなさいと言うてですね、23号線まで逃げている間に、後ろから5メートルも6メートルを津波が押し寄せてきたらどうするんですか。それをやはり地域住民は皆知ってます。役場だけがですね、私は防災課だけがこうして逃げてくださいよとか、状況によって体力によって避難場所の方向へ、自分の勝手な避難場所を見つけて逃げてくださいよと、こう言うておるわけです。

これではですね、絶対助かりません。明和町のその海岸の住民は津波が来た場合、絶対助かりません。このような考えでは。ですから、次またまいります、一つはですね、まず、まだ徐々に核心にいけますが、大淀小学校の外付け避難用階段は一時避難用の防災施設であると町の担当課は考えていますが、緊急でもよろしい、緊急避難用の外付け階段ですが、この大淀小学校の校舎の地下は、よく言われるように砂地であり、地震による津波が来たら液状化現象が起きて、校舎に避難した生徒職員が一時避難所、大淀小学校の屋上に避難して

いてもですね、地震と津波で倒壊したり横倒しになったり、このような一時避難場所の大淀小学校へ避難することが、かえって災害に遭う危険性があると思われませんが、一時的にこの小学校に避難している全生徒と職員は、いつになったら本格的な避難場所へ避難させるつもりですか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 大淀小学校の危険性、あるいはいつになったら新たな避難施設ができるのかというご質問でございます。大淀小学校の安全性とこれ液状化のお話もされました。この液状化現象につきましては、地域防災懇談会の中でも色々ご質問いただいているところでございます。

液状化につきましては、この地盤について震度5で30秒、あるいは1分以下の揺れなら問題はないが、1分以上揺れると液状化の恐れがあるといったことですね、地盤のデータから判定する、求めることはできます。しかし、次に起きる地震がですね、どんな地震であるのか、地震の揺れがどうなるかは誰もわかりません。どこの地盤で液状化が起こるといった断定はできない。これは今、この地域でも一緒でございます。

そういった中で、明和町全体がですね、大淀地区に限らず全地域のP L値、液状化を表す、液状化の危険度を示す値をP L値と申しますが、非常に明和町全域がその危険度が高い地域でございます。その中で明和町のほとんどの地域が30、40という値を示しております。そういった中でですね、この値というのは三重県の地震度メッシュというのが50メートルのメッシュで区切られておまして、これインターネットからホームページからご確認することができます。そういった中で、逆に大淀小学校の地盤は逆にですね、15.3と低い値を示しております。

そういったことから、建物自体の耐震補強は先ほどの質問の中でもお答えさせていただきましたが、耐震化はなされておりますので、液状化によって建物が傾くことは予想考えられることではございますが、建物自体の崩壊といったこ

とは非常に考えにくいというのが、専門家の意見から聞かさせていただいております。

で、大淀小学校の移転につきまして、現在、教育委員会のほうでですね、色々ご議論されておりますし、義務教育施設の老朽化等による改築計画についてもですね、答申に基づき進められるものと思います。この大淀小学校に代わるという意味合いではございませんが、田邊ひとみ議員の答弁の中でも、ご質問の中でもお答えをさせていただきました。平成26年度から地域防災懇談会、あるいは議会の皆様にご意見を賜りながらですね、避難タワーがいいのか、高規格の避難路がいいのか、避難マウンドがいいのか、こういったご意見を聞きながら、その位置、規模、構造、こういったものについて検討進めてまいりたいということで考えております。小学校の建て替えとは別に、防災施設といった面では、26年度ハード対策を進めていくということを考えているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） やはり今、防災課長の考えでは、私の今までずっとこの防災関係で色々聞いてまいりました中では、一番その何というか、甘いです、考え方が。ということは、いつ起きるかわからないとか、液状化現象が。だから必ず起きるとは限らないとか、そういう見方をいまだにしてみえる。こういうことはですね、地震が来るということ自体がもうほぼ間違いなく我々はそれに対する対策を講じておるときにですね、液状化も言われています。にもかかわらず液状化が起きるかどうかわからんとか、そういう戻ったような考え方はこれはもうその対策としてはですね、成り立たないというふうに思います。

そこで、これ以上このこと言うておってはいけませんので、次ですね、まだ時間がありますが、明和町ですね、実はここに持ってまいりましたけども、皆さんあとで色々防災、これ色々と言われますが、ここのところに色々、このような方も色々ございますけど、清水先生のこういう調査結果をですね、

全員の議員のポストの中に入れてまいりましたんで、これはもう一人歩き当然しておると思うんです。で、これを地域の責任者も皆見ていると思いますよ。そこで、この中に29ページにも書いてございますが、明和町津波避難マップを見た。国の危機管理の専門家の言葉として、明和町では弱いものを切り捨てて、強いものだけを生き残らせようとする対策の合意が、行政と住民の間にできているのですねと、ここに書いてあるんです。現にこれ書いてございます。それが一人歩きでずっと県庁でもどこでもこうもうわたっておる。こういうことが、結局国の危機管理のどなたか知りませんが、言うてみえる。このように明和町が見られているということですよ。

そういうことに対してですね、この企画課長はどのようにお考えですか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） そちらの資料については、私拝見させていただいたことございません。また、県、国の担当者が明和町の昨年発表いたしました、作成いたしました津波避難マップについてのご批判をいただいております。その批判内容が事実であるかどうかもわかりません。それについてのコメントは差し控えさせていただきますが、この津波避難マップと申しますのは、弱者を切り捨てるような内容で書かれておりません。よく読んでいただきますと、それぞれの所要時間の中で、それぞれの避難行動をおとりくださいということで、全体に対しての避難行動のあり方を書かさせていただいております。これが防災関係者の目に止まって、これをこき下ろされるということであれば、それこそ日本の防災行政どうなっておるんやと、逆に言いたい気持ちでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） 今、防災課長そのように言われましたけども、これはもうすでにですね、一人歩きして誰でも知ってます。伊勢市の方も県庁の方も知

っているぐらい一人歩きしているんです。知らない、見たことないと言われても、それはもう遅いんです。

ですから、このことに対してね、もしこういうふうなことが書いてあるという事は、私は見たわけですから、これに対してそれじゃ、これはおかしいやないですかと、国のどの危機管理の専門家ですかと、そう言うてですね、抗議を申し込まなければいけないと思いますよ。こんなにこき下ろされておったら。これはどうしますか、これについてお願いします。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） その資料自体を私拝見させていただいておりませんので、後ほどその資料確認させていただいて、しかるべき措置はとらさせていただきます。その資料をつくられた方、あるいはそれ私どもの津波避難マップについて、ご批判をいただいた方、どういう考え方で、どういうことを言われているのかというのは確認させていただきますので、その資料についてちょっとご提供後ほどしていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） そういうことで、またあとでお渡しします。

続いて、東日本大震災より3年も経過していますが、明和町は海岸に近い地域に住んでいる住民に対する地震津波の避難施設がないと、とにかく逃げてくださいでは避難先もはっきりしないことでは、津波が来たら自分の家から離れないで、ここで死ぬしかないと思っている住民も多いと聞いてます。明和町がこのような切羽詰まった地域住民の心境を、どのように住民の命を守るために、明和町の行政としてどのような配慮をして、どのような救命対策を考えてきたのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 海岸近くの住民の大半の方がですね、逃げられないと言っているというようなご意見でございます。私ども昨年度地域防災懇

談会の取り組みといたしまして、各世帯がどこへ避難するのか調査をさせていただきました。マイマッププランと申しまして、個人の避難計画を積み上げたわけでございます。大淀地区、下御糸地区二つの地域で取り組まさせていただいたわけでございますが、大淀地区の例としてちょっと取り上げをさせていただきたいと思っております。

大淀地区は880 世帯ございまして、全世帯に配布し、470 世帯から個人の避難計画について回収、回収率は53.4%となりました。その中でどこへ避難するのかという割合でございますが、大淀小学校へ逃げるという方は205 世帯、43.6%でございます。大淀地区内の自治会公民館へ逃げますよという方は32世帯、6.8 %になりました。また大淀地区以外のですね、地区外へ逃げられる方が212 世帯、45%ございまして、もう逃げないと、自宅待機するんやという方はわずか4.4 %という数字的な結果を得ております。

こういった逃げないという方は、ごく少数の意見であると私どもは考えておるわけございまして、こういった意見をもとに26年度の地域防災懇談会の中で、さまざまな意見を聞きながら、ハード対策こういったものを進めてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○12番（田辺 泰宏） そのような防災担当責任者のお考えはですね、私はもう住民にとっては全く不満だらけやと思うんです。ということは、この小学校へ逃げてください。しかも小学校へ逃げたいという人が何パーセント、公民館へ逃げてくださいというて公民館へ逃げるのが何パーセント、自宅が4 %やと、この数字が何になるんですか。これ全部小学校へ逃げて助かるんですか。公民館へ逃げて絶対助かるんですか。家に自宅に4 %の人も助かりませんよ、津波来たら。全部助からないこの数字を上げてても何もなりません。

ですから、この逃げるところは何で私は言うとする、早いとこ安全で逃げたら助かりますよというふうな避難場所を、確定した避難場所をつくってもらえな

いのでしょうかと言うておるんです。これについてはもうこれ以上、もう次のことでもありますので、回答してもろたらよろしいですが、なかなかよう似た答えやと思いますんで、失礼ですが。

それでですね、この次にもう一つだけ、これもまたあとからお話しますが、この明和町津波避難マップを見たある自治体の責任者の言葉として、やっぱりこれに載ってます29ページにね。これも一人歩きしておるんですよ。明和町はこれすごく評判落とします。それである自治体の責任者の言葉として、明和町は住民を殺す気かと書いてあります。29ページに堂々と写真も出て書いてあります。

で、こういうふうには自治体の責任者ですよ。おそらく市長か町長だと思いますが、これに対して町長はですね、どのようにお考えですか。お尋ねを申し上げたい。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私もですね、その資料を見ておりませんし、私の手元へは届いておりませんので、そういったご質問にはお答えできません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） そういうお答えでは私も納得できませんので、また後ほどお渡ししますので、この出所を調べていただいて、後ほど私に報告してください。責任者の言葉として一人歩きしておるんです、世間で。明和町あんとここなんやなど、明和町は住民を殺す気なんやなど、これが一人歩きしておるんですよ、これで。それでも町長は平気なんですか。やっぱりこれはもう町長の責任ですよ、これは。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） そういう無責任な発言に対しては、厳重に抗議をしたいと思いますので、よろしければその自治体の首長、それも含めてですね、その原稿を書かれた方、お教えをいただいて、これは町行政として黙っている

わけにはまいりませんので、しかるべき抗議をさせていただきます。よろしく
お願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） そこまでやっていただきたいと思いますよ。そうしませ
んと、早いとこやらんとですね、これ見て、これ何遍もあちこち飛んでおっ
てですね、明和町こんなんか、あんなんかって外へ行ったとき言われます。これ
は放っておいたらね、明和町何しておるんやというふうに言われますんで、早
いことこれを打ち消して、これに対する明和町はこういうハード面をね、今考
えておるんやということで打ち消さないと、私はもうこれは明和町は最低であ
ると行政が。こういうふうに言われても仕方がない。何でこういうものをね、
私はっきり言うて、言うたら失礼やけど、何でこういうもの配られたんですか、
配られたときにですね、これこれはこういうことやで、これは実は明和町が公
式に頼んだ文書やないし、町長もろてませんのでということでね、何で断りを
私らに言うていただかなかったのか、私も正式な堂々とした資料であると、今
でも思ってます。何で配られたんですか、これは。これも聞きたいんやけど、
まあいまさらよろしいわ。

○議長（北岡 泰） それは行政はわかりません。

○12番（田辺 泰宏） わかりません。はい。

そこでですね、私が、私個人の案として、ここまで私が色々この防災につ
いて、住民の考え、どこに逃げたら助かるんですかということで、私が考えて
おります高台命山公園づくりについて、提案してお尋ねを申し上げたいん
です。

明和町は三重県でも大変珍しく、地震による揺れと津波による二重苦である
とされています。これはもうあちこちで言われてますので、間違いはないと思
うんです。これは何を意味しているか。特にですね、あまりにも三重県でも海
岸近くに多くの住民が生活している中で、特に海岸堤防も他の地域と比べて低

いとも言われています、明和町は。大淀漁港から入ってくる津波の防災対策もはっきりしていません。津波の逆流による大堀川や笹笛川の氾濫によって、さらに津波の被害が増幅すると言われてしています。

にもかかわらず、地震の津波に対する防災対策が遅々として進んでいないことを意味していると思います。これはどういうことかということ、揺れと津波による二重苦であるということをご証明しておると思うんです。とにかく逃げてくださいと言われてはいますが、どこへ逃げたら良いのかという住民の不安に、まさに私の大したアイデアではございませんが、待ってましたと言えるような防災避難施設、高台防災施設命山公園づくりを提案をしたいと思います。後ほどこれに対する町長、その他のお考えをお聞きしたいと思いますが、大淀や海岸に近い地域の住民の防災避難施設として高台命山公園をつくって、津波警報が発令されてから30分以内に海岸に近い地域の住民が全員到着して、全員避難できる明和町の地域に適した高台命山公園を大淀地域に5箇所づくり、その他の海岸に近い地域にも高台命山公園をつくることによって、明和町の防災津波避難指示をですね、納得できる施設として安心して安全な高台命山公園づくりができると思われれます。しかも命の大切から考えて、南海トラフを震源とする地震が予想されることを合わせて考えると、次の明和町の公共事業の優先事業は、高台命山公園づくり以外にないと思います。

そこで、明和町における防災避難施設高台、災害から命を救う命山づくりを提案します。その内容は、この耐用年数としてはあとから説明しますが100年、必要性としては明和町における地震津波の防災避難施設の最も必要な大淀、その他の海岸地域に住民500人に一つの原則で、住民が避難できる高台命山公園施設をつくる。目的は防災避難のための一時的な宿泊避難小屋を附属施設とする。災害防止の緊急時は防災避難施設として救難救助救命の役割を果たす施設の避難小屋として活用する。普段は観光用施設、展望台、公園、憩いの場所として活用する。公共事業、地域産業振興、雇用確保、明和町の公共事業の振興のため、町内の業者で施設建設の協議会をつくる。

で、防災避難施設であるので、国、県の防災施設の補助金を活用できる。防災避難施設の建設の構造物と町内業者の利用、活用ということで、防災避難施設高台命山公園の建設の構造物の主な材料は、町内業者の製品を使用する。コンクリート製品を注文生産をして、依頼して活用する。町内の土木建設業の中小企業の総動員の公共事業とする。構造と内容でございますが、海拔7メートルの高さの高台命山公園は、避難場所と公園を兼ね備えた構造は、土山の内部柱には電柱のような直径600ミリのコンクリートパイを20本打ち込んで、地盤と上部にコンクリートの床をつくり、中間に土砂を入れて公園と一時宿泊防災避難小屋を建てる。その防災の木屋の中にはバストイレ付きであります。大淀地区に公園と一時宿泊防災避難小屋、500人収容、5箇所、その他海岸に近い地域にも集落単位でつくる。3日分の飲料水と避難用食料、寝具の保管や自家発電装置を備える。普通避難としては足の健脚な方は7メートルの高さの高台、命山施設へは住宅面から固定階段を登っていただく、それから高齢者避難としては足の悪い方は住宅地面から7メートルの高台まで4人座席のスキーリフトを2基設置をして、自家発電装置で動かすものである。

このようなことを私の明和町に対するですね、防災避難指示のその目的地、いわゆる避難場所としてですね、全員が助かるような、そういう避難場所であるというふうに考えて、ここに提案を申し上げました。この私の緊急防災避難対策としての高台命山公園づくりの構想に対して、町長、防災課長の今後の明和町の防災対策について、展望の開ける考えをお聞きしたいというふうに思いますが、まずどちらからでもよろしいが、町長と防災課長、両ほどにお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対して答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

避難マウンドについてのご提案をいただいたわけでございます。このご質問については、本年の3月、本日6月議会の一般質問でもほかの議員さんからご質問いただいております。避難マウンドがいいのか、避難タワーがいいのか、

高規格な避難道路がいいのかといった、どのような整備がこれから必要なのかということにつきましては、地元、地域防災懇談会の意見、あるいはその案をもって議会の皆様にご相談をさせていただきながら進めてまいります。ですので、こういった施設が必要なのかについてはですね、今後の中で検討進めていきますので、ご理解ください。

○議長（北岡 泰） 町長をお願いします。

○町長（中井 幸充） ただいま、課長が申しあげましたように、いくつもの避難所の考え方はあろうかと思えます。高台もその一つだというふうに津市の香良洲では、そういう形でありますし、東大淀は避難タワーという形であります。それぞれですね、用地の問題、それから立地の問題とかですね、さまざまな条件が多分あろうかと思えます。

課長が申しあげましたようにですね、今、懇談会をずっと開催をしております。そこら辺でですね、さまざまな状況に応じたやつで、なるべく対応がですね、できるような方策をですね、考えてまいりたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。田辺泰宏議員、どうぞ。

○12番（田辺 泰宏） そのことでさらにですね、私は明和町は踏み込んで、この防災避難施設を考えていただくことを切にお願いいたしまして、住民の方の切なる命の助かる施設なる、その防災避難施設をつくっていただけるようお願いをして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 4時 00分)
